

第6次新座市行財政改革大綱（案）



平成28年 月

新 座 市

目 次

I	第6次行財政改革大綱策定の背景	
1	これまでの行財政改革の取組	2
2	本市の現状と課題	7
3	財政の現状と見通し	9
II	行財政改革大綱の位置付け	11
III	推進期間	13
IV	推進体制	14
V	推進事項	
	基本方針	15
1	連帯と協働による市民力・地域力の向上	18
2	組織力・職員力の向上	19
3	新たな発想、新たな視点による行財政運営の推進	20
	資料	24

本文中「〇〇〇〇※」と表記している語句については、用語解説（P40～）を参照してください。

I 第6次行財政改革大綱策定の背景

1 これまでの行財政改革の取組

本市では、国や他の自治体に先駆けて、平成6年度に市政リストラ対策推進本部を設置したのを皮切りに、平成27年度まで、5次にわたって行財政改革に取り組んできました。

【市政リストラ対策推進本部（平成6～7年度）】

バブル崩壊後の厳しい経済環境の下で、効率的な行財政運営及び住民サービスの向上に努めるため、平成6年度を「財政再建元年」と位置付け、「市政リストラ対策推進本部」及び六つの実践班を設置し、2年間の取組を行いました。

主な取組内容	
市税徴収対策班	徴収体制や徴収方法等の検討、全庁的な職員応援による休日臨宅徴収の実施、口座振替制度の一括利用の奨励、市税納税講座の実施等
財源確保対策班	国県補助金の積極的な獲得
公共料金見直し対策班	証明書発行手数料、住民票閲覧手数料、家庭奉仕員派遣事業負担金、下水道受益者分担金、保育所入所児童保護者負担金等の見直しの検討
事務効率化対策班	超過勤務時間の削減、ケチケチ作戦、節電等の経費節減
審議会等見直し対策班	67の検討対象のうち12件を廃止、補助団体等への支援の在り方の見直し
民間委託見直し対策班	電算業務の一元契約化による委託経費の節減、集会所・児童遊園等の維持管理の地元町内会への委託化の推進

【(第2次)行財政効率化大綱（平成8～12年度）】

この大綱は、平成6年10月に国から示された「地方公共団体における行財政改革のための指針」に基づき、市政リストラ対策推進本部での成果や課題を踏まえ、七つの措置事項を盛り込み、策定したものです。

その後、国の税制改正や長期化する厳しい経済情勢の影響で税収が低迷するなど、市財政は深刻な危機に陥ったことから、平成10年度を「市財政再建のための一大改革のスタート」の年として、大綱の見直しを行いました。

主な取組内容	
事務事業の見直し	市民課窓口業務の延長の廃止、事務服支給の取りやめ、作業服の全庁一括購入、敬老記念品の廃止・敬老祝金の見直し、市長の私的諮問機関に係る謝礼金の見直し、朝霞市、志木市及び和光市との4市消防の統合、清掃業務の委託化、105の協議会から退会、56団体の運営費助成及び15団体の事務費助成を廃止・削減
時代に即応した組織・機構の見直し	機構改革の実施、各部署間における応援体制の確立等
定員管理及び給与の見直し	定員適正化計画の策定、4役（市長、助役、収入役及び教育長）の給料の減額、特殊勤務手当等の各種手当の見直し等
効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進	管理職昇任資格取得試験制度の導入、行政手続条例の制定による行政手続適正化
行政の情報化の推進等による行政サービスの向上	庁内LANの整備、1課に1台のパソコンの導入
会館等公共施設の管理運営の合理化	朝霞市、志木市及び和光市との4市公共施設の相互利用の推進
財源確保対策の推進	納期前納付報奨金制度の廃止、水道料金のコンビニエンスストア納付の導入、保育料の改定、青少年海外派遣事業の派遣費用における本人負担金の導入等

【第3次行財政効率化大綱（平成13～17年度）】

この大綱は、これまでの効率化の集大成として策定したもので、「大胆で柔軟な発想による行財政運営」「更なる職員の意識改革と資質向上」「市民と行政の協働によるまちづくり」の三つを基本方針とし、聖域のない見直しを念頭に、更なる効率化に取り組みました。

主な取組内容	
更なる効率化を進めるために	事務事業評価システム [*] の導入、市保有大型バス運転業務の委託化、勤労青少年ホームへの指定管理者制度 [*] の導入、新設保育園の公設民営化、学校給食調理業務の委託化、小学校の統廃合、余裕教室の有効活用、水道料金の改定、水道検針票への広告掲載
効率的な執行体制を確立するために	係長級への昇任資格取得試験の導入、通勤手当等の各種手当の見直し、職員定数の更なる削減
真の住民自治の確立に向けて	市立集会所における簡易な維持管理業務の町内会への委託化等の推進

【財政改革推進本部（平成16～17年度）】

第3次行財政効率化大綱の推進期間中である平成16年度には、国の三位一体の改革^{*}による地方交付税^{*}、国庫補助金等の大幅な減額や、長引く景気の低迷に伴う市税収入の落ち込み等により、市の財政が危機的な状況に陥ったこと

から、緊急事態として財政改革推進本部と三つの検討部会を設置し、歳入歳出の両面から聖域のない見直しを行いました。

主な取組内容	
受益者負担適正化部会	都市計画税の段階的引上げ、国民健康保険税（介護分）、下水道使用料の引上げ等
施設使用料適正化部会	公民館・コミュニティセンターの有料化、体育館使用料の見直し、各種がん検診・基本健康診査に係る検診料への自己負担の導入等
補助金・負担金適正化部会	敬老祝金の見直し、高齢者配食サービス、重度要介護高齢者手当・介護手当、心身障がい者医療・福祉手当の見直し、特色ある教育推進事業の廃止等

【第4次行財政改革大綱（平成18～22年度）】

三位一体の改革や長引く景気の低迷による市税収入の落ち込み等により、従来型の財政運営の効率化、歳出削減の手法のみでは必要な財源を確保することが極めて難しい状況となったことから、それまでの「効率化大綱」を「改革大綱」へと改めて策定し、五つの改革の柱に基づき、痛みを伴う聖域のない改革を実行することとしました。

主な取組内容	
内部努力による経費節減、財源確保、事務の効率化	職員定数の削減、各種手当の見直し、指定管理者制度の導入、機構改革、電子申請システムの導入、不用市有地の積極的な売却や駐車場としての貸付け等
都市基盤整備等の投資的事業のスローダウン	新座駅北口土地区画整理事業のスローダウン、道路改良10か年基本計画の凍結継続、 <u>土地開発公社経営健全化計画</u> ※に基づく公社の債務残高の大幅な削減
サービス水準・受益者負担の適正化	下水道使用料の改定、諸証明書等交付手数料の見直し、シャトルバスの廃止、集団資源回収事業奨励金の見直し等
市民との協働による自立した行政の確立	ボランティア・地域活動支援室の設置（市民の方々によるボランティア活動のきっかけづくりやその支援の推進）、市ホームページの改良等による市民と行政との情報共有化の推進
市政運営への経営感覚の導入	観光都市にいざビジョン及びアクションプランの推進（“すぐそこ新座春まつり”の開催やイベント等に合わせたオープンカフェの実施、観光ロゴマークやイメージキャラクター「ゾウキリン」の決定、特産品である「にんじんうどん」等の販売支援を通じた観光都市にいざを市内外へのPRと、来訪者や定住者の増加による地域の活性化）

【第5次行財政改革大綱（平成23～27年度）】

長引く景気の低迷や少子高齢化の進行、人口減少社会の到来など、地方自治体を取り巻く厳しい環境や、地方分権という大きな時代の流れの中で、魅力あ

る都市として自立し、将来にわたり主体的かつ効率的な行財政運営に努めていくため、基本方針を「『スクラップ・アンド・ビルド[※]』による改革の断行 ～持続力・競争力のある行財政の確立を目指して～」と掲げ、三つの柱に基づき、行財政改革に取り組むこととしました。

主な取組内容	
<p>選択と集中による行財政運営の推進</p>	<p>【歳入の確保】 市税等のクレジットカード納付の導入、納税コールセンターの設置、債権管理室の設置、旧新座小学校や野火止公民館跡地などの市有財産の売却、国の経済対策等による補助制度の積極的な活用、観光都市づくりの推進、市街化調整区域の有効活用等</p> <p>【歳出の見直し】 事務事業評価の推進、事務事業の見直し、「サービス水準等適正化部会（平成27年度設置）」による福祉サービスを含めた全事務事業の見直しの検討、土地開発公社保有土地の買戻しの完了等</p> <p>【公共施設の計画的・効率的なマネジメント】 第一保育園及び第二保育園の移設、東北出張所のいざほっとぶらざ内への移転、野火止公民館のふるさと新座館への移転、北野ふれあいの家の建設（北野集会所、勤労青少年ホームの一部機能の統合）、旧新座小学校跡地への新座ふれあいの家（新座集会所の移転・機能拡張）と新座保育園（大正・第七保育園の統合）の新設等</p>
<p>組織改革・職員改革と行政の効率化・高度化の推進</p>	<p>【組織の再編・見直し】 組織機構の再編整備、プロジェクト方式による組織の設置（新庁舎建設推進室、地下鉄12号線延伸促進室、（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室等）等</p> <p>【職員の能力向上と意識改革】 人事評価制度[※]の導入（平成28年4月からの正式実施に向けた試行実施）</p> <p>【効率的な行政経営システムの推進】 公共施設予約システム・証明書自動交付機の稼働開始、市民課内へのパスポートセンターの設置</p>
<p>連帯と協働による市民力アップと民間活力の更なる活用</p>	<p>【市民参画の更なる推進】 地域デビューセミナー等を通じた市民活動の担い手づくり、集会所管理業務等の町内会への委託化の推進、市ホームページの全面的リニューアル、ツイッターやフェイスブックなど新たな情報発信媒体の活用等</p> <p>【アウトソーシングの推進】 指定管理者制度の導入、学校給食調理業務の民間委託の推進、こぶしの森（障がい者授産施設）の民営化</p>

このように、本市では職員定数の削減や職員に支給する諸手当の見直し、市の業務の民間委託化等の内部努力による経費節減に努めるとともに、各種制度の見直しや使用料・手数料の改定等、市民の理解と協力の下、積極的に行財政改革に取り組んできました。

その結果、平成6年度から平成26年度までの取組の成果として、これまでに約237億円の財源確保及び経費節減を図ることができました。

平成6年度以降の行財政改革の取組による効果額一覧

	推進期間	効果額
市政リストラ対策推進本部	平成6～7年度	1億8,555万円
行財政効率化大綱	平成8～12年度	22億657万円
第3次行財政効率化大綱 (財政改革推進本部分を含む)	平成13～17年度	48億8,925万円
第4次行財政改革大綱	平成18～22年度	67億3,875万円
第5次行財政改革大綱	平成23～27年度	117億6,612万円
合 計		237億7,597万円

※ 第5次行財政改革大綱の効果額には、平成27年度分を含みません。

📖 参考資料 P. 24～

資料1 第5次行財政改革大綱に掲げる各推進事項の実施目標及び達成状況

資料2 指定管理者制度導入施設一覧（平成28年3月現在）

資料1-1 行財政改革の成果

2 本市の現状と課題

地方分権の進展によって自治体間競争が更に加速し、地方自治体に主体的なまちづくりが求められる中で、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来、高度情報化の進展、市民の防災や環境への意識の高まり、ライフスタイルの多様化などを背景として、行政運営に対する市民ニーズはますます高まっています。今後、地方自治体が果たすべき役割は、あらゆる分野において、より一層複雑多岐に及んでいくと考えられます。

本市においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化の傾向が続いており、特に高齢化率については、全国平均より低いものの、今後急速に上昇するものと見込まれています。そうした中で、団塊の世代が75歳に到達し、超高齢社会が到来する、いわゆる「2025年問題」は、医療や介護などの社会保障に対するニーズが増大する一方、生産年齢人口の減少による市税収入の減少も伴うことから、将来にわたって行政サービスを維持・向上させていく上で大きな課題の一つとなっています。そのため、市税収入の確保と共に、医療費の適正化や介護予防の効果的な推進などにより、社会保障経費のより一層の抑制に努めていくことが求められています。

また、本市では、これまでも、東京都に隣接しているという立地から、東京23区並みのサービス水準を求める市民要望が強く、埼玉県内の他市よりも高い水準のサービスを提供してきましたが、これに加え、平成25年度に実施した市民意識調査^{*}の結果からは、都市基盤や施設整備等のハード面の整備のほか、福祉・保健の充実、防災・防犯対策の推進といったソフト面の向上も強く求められており、市民ニーズが多様化してきていることが読み取れます。

さらに、東日本大震災を契機として、これまで以上に市民が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりが求められています。その中でも、老朽化した公共施設の更新等への対応は本市にとって喫緊の課題であり、特に耐震診断の結果、補強が必要と判定された市役所本庁舎については、市民の利用も多く、また、災害対策の中核を担う施設であることから、新庁舎の早期開庁に向けた取組を推進していくことが必要です。その他の公共施設についても、改修改築、統廃合、長寿命化等の対応を図っていかなければなりません。

加えて、国が進める地方創生^{*}の取組を見ると、人口の東京圏への一極集中の是正を主軸としており、本市のような東京圏に位置付けられる自治体よりも、

人口の減少や流出が進行している自治体への財政支援に主眼が置かれている傾向があります。こうした傾向は、今後も続き、各分野へと広がっていくことが予想され、これまでのような水準で国からの財政支援を期待することは難しくなっていくと考えられます。

このような状況においても、市では、市民サービスの維持・向上を図り、山積する様々な課題や市民ニーズに対して迅速かつ的確に対応していかなければならず、そのためには、まずは徹底した歳出の削減と歳入の確保により、財政状況の改善を図ることが求められています。あわせて、将来を見通した長期的な視点に立ち、安定した財政基盤を確立するため、土地区画整理事業の実施等、一時的に大きな負担が生じる施策であっても将来にわたって市税収入の増加につながるものについては、積極的に推進していく必要があります。

また、社会を取り巻く環境の変化や地方分権の進展に伴って複雑・多様化する行政事務に柔軟に対応するため、組織体制の整備と職員の資質の向上を図ることが求められていますが、現状の限られた人員と財源で、今後、全ての市民ニーズに応えていくことは困難です。そのため、本市の特長であるまちづくり意識の高いNPOや住民団体、企業等が多いという強みをいかし、多様な主体との更なる連帯と協働を推進し、市民サービスの充実を図ることも必要です。

本市では、これまでも市民の理解と協力の下、適正な受益と負担の観点から聖域なく事業の見直しを行い、社会経済情勢の変化に応じたサービス水準の適正化に努めてきました。今後もこうした取組を推進するとともに、限られた財源を有効に活用し、真に必要な人に必要なサービスを提供する「選択と集中※」の考えの下、必要な施策を適切に推進することにより、市財政のみならず、本市全体の活力向上を図ることも求められています。

☞ 参考資料 P. 28

資料3 人口の見通し（新座市人口ビジョン抜粋）

3 財政の現状と見通し

本市では、前述のとおりこれまで継続的に行財政改革に取り組み、事業の見直しや経費節減を図ってきたところです。特に国の三位一体の改革の影響により、非常事態ともいえる状況となった平成16年度には、財政改革推進本部を設置し、歳入歳出両面から聖域のない見直しを行いました。

平成17年度からは土地開発公社経営健全化計画に基づき、公社所有地を平成21年度までの5年間で買い戻したことにより、平成16年度末に約104億円あった債務残高を平成21年度末には26億円まで減額し、その後も継続的に買い戻しを行ったことで、平成24年度末には公社の債務残高はゼロとなり、平成25年度に公社を解散しました。こうした取組により、本市の一般会計、特別会計に水道事業会計及び土地開発公社を合わせた債務残高は、平成17年度末の約765億円をピークに平成26年度末には約653億円まで減少しています。

また、職員定数削減計画*に基づき、平成10年度には約87億円であった人件費を平成26年度には約69億円まで、16年間で約18億円削減することで、財源の確保を図りました。

しかし、近年の歳入歳出決算の状況に目を向けると、少子高齢化の進行に加え、長引く景気低迷などの影響により生活保護費が急増したことや障がい者制度、児童手当制度の改正等により、平成12年度に約36億円であった扶助費*は、平成26年度には約145億円となり、14年間で約4倍の水準へと大幅に増加しています。

また、歳入の中心である市税は、最近の5年間では毎年増額となっているものの、増加を続ける扶助費等の経常的支出*の不足分を賄うには程遠く、経常収支比率*も近年は90%を超える高い水準で推移し、特に最近2年間は上昇に転じています。

さらに、平成5年度には160億円を超えていた普通建設事業費*については、平成25年度及び平成26年度については、国の経済政策を積極的に活用したことにより、一時的には増額となったものの、それ以前は、60億円前後で推移しており、投資的な財政需要*に柔軟な対応をとることが非常に難しい状況となっています。

将来の見通しにおいても、更なる少子高齢化の進行により本市の生産年齢人

口が減少し続ける見込みであることから、個人市民税等の税収の大きな伸びは期待できない状況です。また、地方交付税については、国の政策により大幅な増減が生じる可能性もあり、将来を通じて安定的な財源として見込むことはできず、更には、平成29年4月に予定されている消費税率の再度の引上げが経済に与える影響も懸念されるところです。

このような中で、高齢化率は上昇し、今後も福祉サービスを受ける方は増加する見込みとなっており、市の歳出に占める社会保障経費の割合が大きくなっていくものと考えられます。

さらに、本市では、昭和40年代に人口が急激に増加したことに伴い、市役所本庁舎を始め、保育所や小中学校、公民館、福祉関連施設等の公共施設を集中的に整備したため、市役所の新庁舎建設に向けた取組や、保育所の建替え、小中学校の改修等を計画的に進めてきましたが、このほかの公共施設についても更新時期を迎えたものが多く、その対応が求められています。また、急速に進められた学校建設等には市の土地だけで対応することが不可能であり、借地によって対処したものも多く、これらの借地は、相続の発生等により買取りの要望が寄せられる可能性もあり、財政運営上の大きな課題となっています。

このように厳しい財政状況が恒常化しつつある中、本市の抱える懸案や様々な課題に対応していくためには、経費節減や事業の選択はもとより、常に適正な受益と負担に配慮し、今後も引き続き厳しい姿勢で行財政改革を推進することで本市の財政規模に応じた均衡の取れた行財政システムを構築し、持続可能な財政運営への転換を図る必要があります。

☞ 参考資料 P. 30～

資料4 人件費・職員数の推移

資料5 経常収支比率の推移

資料6 財政力指数の推移

資料7 市債及び公社債務残高の推移

資料8 市税の推移

資料9 扶助費の推移

資料10 普通建設事業費の推移

資料11 平成28年度から平成32年度までの財政見通し（一般会計）

II 行財政改革大綱の位置付け

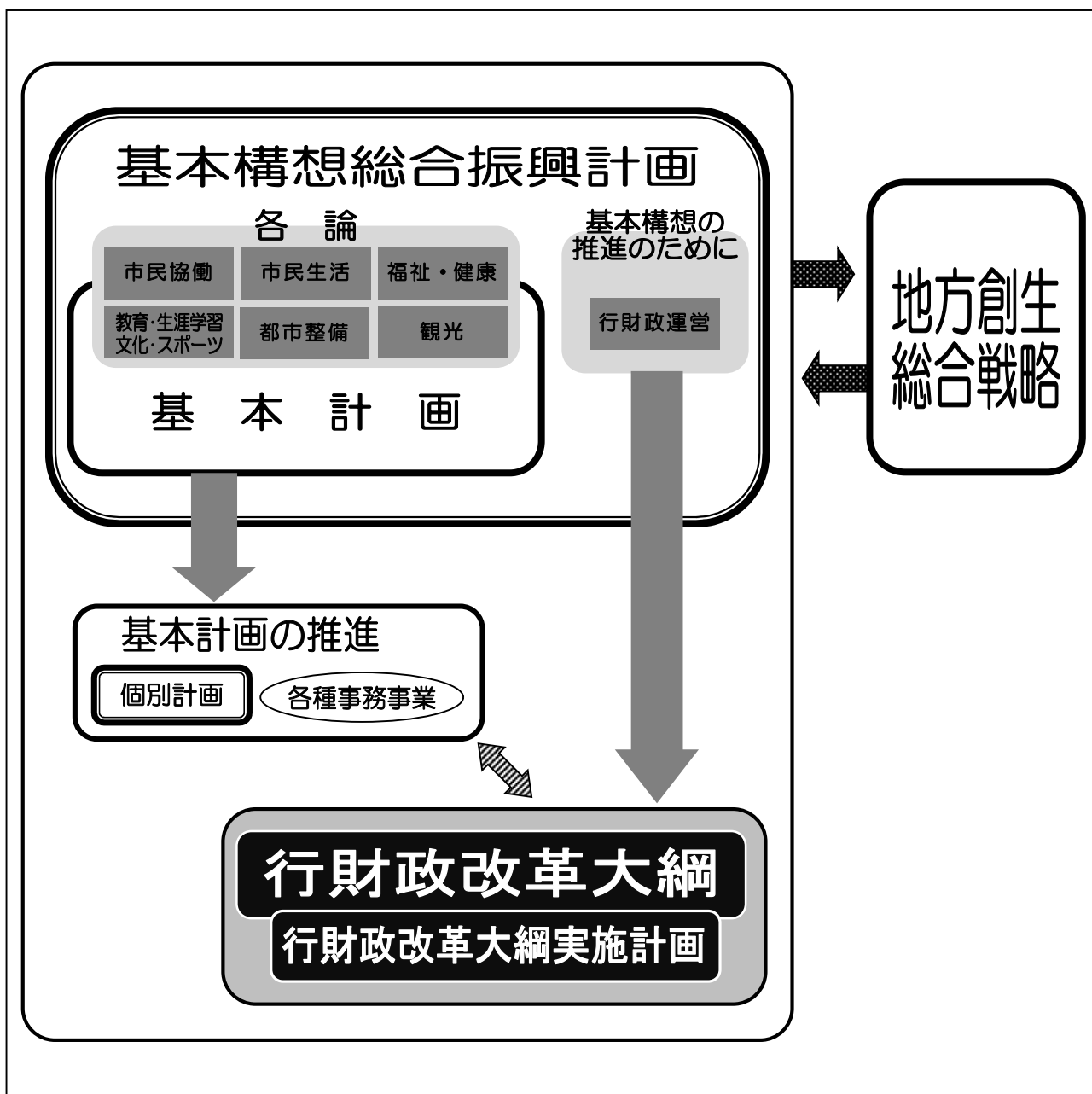
平成22年12月に策定した「第4次基本構想総合振興計画（基本構想）」は、本市における行政運営の最も基本的な指針となるものです。本市が展開する施策とこれを実現する事務事業は、原則的に全て基本構想に集約されるべきであり、このことは行財政改革における取組についても例外ではありません。

行財政改革は、行財政システムを見直し、より質の高いサービスをより低いコストで提供することを目的としており、基本構想に盛り込まれた施策を効率的・効果的に実現するための手段であると位置付けられます。

したがって、基本構想にうたわれている「基本構想の推進のために 行財政運営」の項目の推進については、本大綱及び実施計画が担うこととします。また、基本構想に位置付けられた各分野の事業を推進する基本計画やその他の個別計画、各種事務事業の実施に当たっては、常に行財政改革の視点に立つ必要があることから、本大綱及び実施計画を図のように明確に位置付けることにより、基本構想の一翼を担うものとして機能させることとします。

さらに、行財政改革の取組は、地方創生総合戦略に位置付けられる市街化調整区域*の有効活用や観光都市づくりの推進などによる定住人口・交流人口の増加、企業誘致の推進、地域経済の活性化等の取組との関連も深いことから、同戦略との連携も図っていきます。

◆ 第4次基本構想及び基本計画と各種行政計画等との関係図



Ⅲ 推進期間

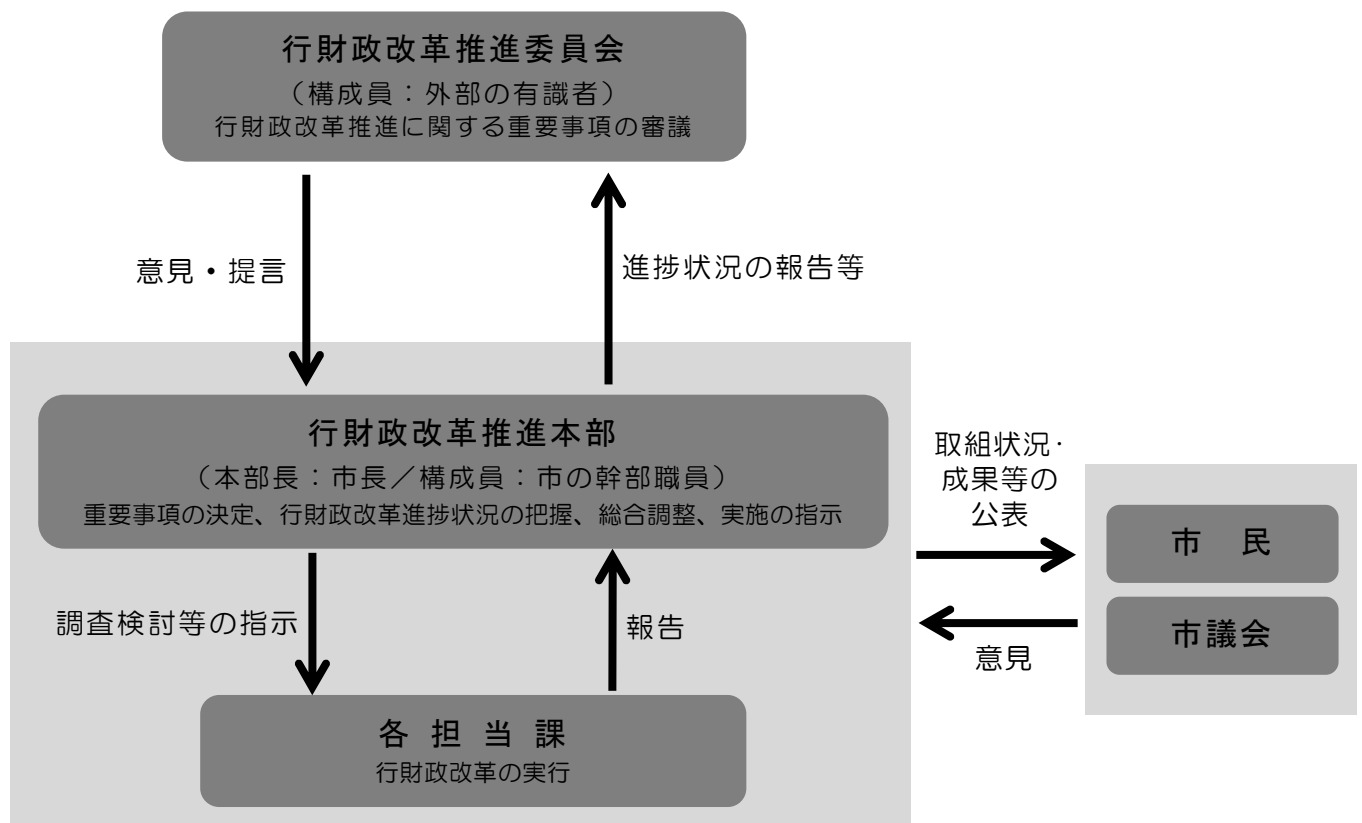
第6次行財政改革大綱の推進期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化等に伴い、本大綱に変更の必要が生じた場合には、随時見直しを行うものとします。

IV 推進体制

行財政改革の推進に当たっては、本大綱及び実施計画に基づき「新座市行財政改革推進本部」を中心に、全庁的な連携の下、積極的に取り組むこととし、進捗状況等を「新座市行財政改革推進委員会」へ随時報告し、意見・提言を求めるとします。

また、行財政改革の推進には市民の理解と協力が欠かせないことから、その取組状況や成果等を年度ごとに広報紙や市ホームページを通じて積極的に公表します。



V 推進事項

基本方針

本市では、平成6年度に市政リストラ対策推進本部を設置して以来、20年以上の期間にわたる行財政改革の取組において、既に様々な経費節減、事務事業の見直し等を行い、一定の成果を上げてきたところです。

しかしながら、高齢化の進行による医療・介護などの社会保障経費の増加や、生産年齢人口の減少による市税収入の伸び悩み、老朽化した公共施設の更新等への対応など様々な行政課題を抱えています。

また、本大綱の推進期間中においても様々な社会情勢の変化が起こり、市民のニーズもますます複雑・多様化が進むと考えられることから、こうした様々な行政需要への対応も求められています。

さらに、団塊の世代が75歳に到達する2025年には、社会保障経費の急増等により、これまでに経験のない極めて厳しい財政状況に直面することが予測され、税や社会保障の制度が現状のまま推移すると、市民サービスの維持・向上を図ることが非常に難しくなると見込まれます。こうした状況の中で、今後も引き続き質の高い市民サービスを持続的に提供していくためには、これまで以上に厳しい姿勢、大胆な発想で歳入の確保や歳出の削減を図り、危機感を持って健全な財政の維持に努めていかなければなりません。

そのため、今後は、新たな発想、新たな視点で将来の税収確保につながる投資効果の高い事業に積極的に取り組む中で、行政をつかさどる市職員一人一人がコスト意識などの経営感覚を一層強く持ち、行財政運営の大きな転換期となる2025年、更にはその先の将来をも見通しながら、これまで以上に経営的な視点に立って事務事業の執行に努めていくことが必要です。

そして、市民を始め、地域団体や企業など幅広い主体との連帯と協働を更に深めながら、人的資源（職員）や物的資源（公共施設等の市有資産）、財源（予算）、情報などの行政が有する限られた経営資源を無駄なく有効に配分・活用するとともに、真に必要な事業の「選択と集中」や受益と負担の適正化等を通じて、効率的で持続力のある行財政運営を推進していくことが重要です。

そこで、第6次行財政改革大綱においては、基本方針を

経営的視点による持続可能な行財政運営の推進
～将来にわたる質の高い市民サービスの提供を目指して～

と掲げ、この方針に基づく取組を推進することによって、自治体間競争の時代と言われる中であっても、多くの方に選ばれ、「住んでよかった、ずっと住み続けたい」と思っただけのまちの実現を目指します。

また、基本方針に基づき、次の三つの柱を掲げ、その実効性を確保することとします。

一つ目の柱として、「連帯と協働による市民力・地域力の向上」を掲げ、市民やNPO、地域団体、企業、大学などの多様な主体との連帯と協働による取組の更なる活性化や、ソーシャルメディア*を始め、様々な媒体を活用した市民への積極的な情報発信により、市民力・地域力の向上を図ります。

二つ目の柱として、「組織力・職員力の向上」を掲げ、複雑・多様化する市民ニーズや社会変化に対して、全庁一丸となって迅速かつ的確に対応できる組織・体制の構築や、情報の共有、円滑な意思疎通による組織活性化の取組を推進します。また、様々な行政課題に対して職員一人一人が主体的に対応できるよう、能力向上と意識改革を推進するなど、職員力の向上に努め、ひいては組織全体の力を高めることで、市役所の更なる効率化、活性化に取り組みます。

三つ目の柱として、「新たな発想、新たな視点による行財政運営の推進」を掲げ、絶えず事務事業の見直しを行うことにより、増大する歳出を抑制するとともに、市民サービスの向上につながるなど投資効果の高い事業には大胆に財源を投入して取り組んでいきます。さらに、市税や税外債権等の徴収体制の強化に加え、新たな発想による歳入確保の取組を積極的に推進し、安定的な自主財源の確保に努めます。

また、市役所新庁舎の開庁を行政運営の質的向上を図る好機と捉えて、窓口サービスの利便性向上や事務の効率化を推進します。さらに、指定管理者制度の導入など、民間活力を活用した取組を新たな視点から聖域なく進め、効率的な行政運営に努めます。

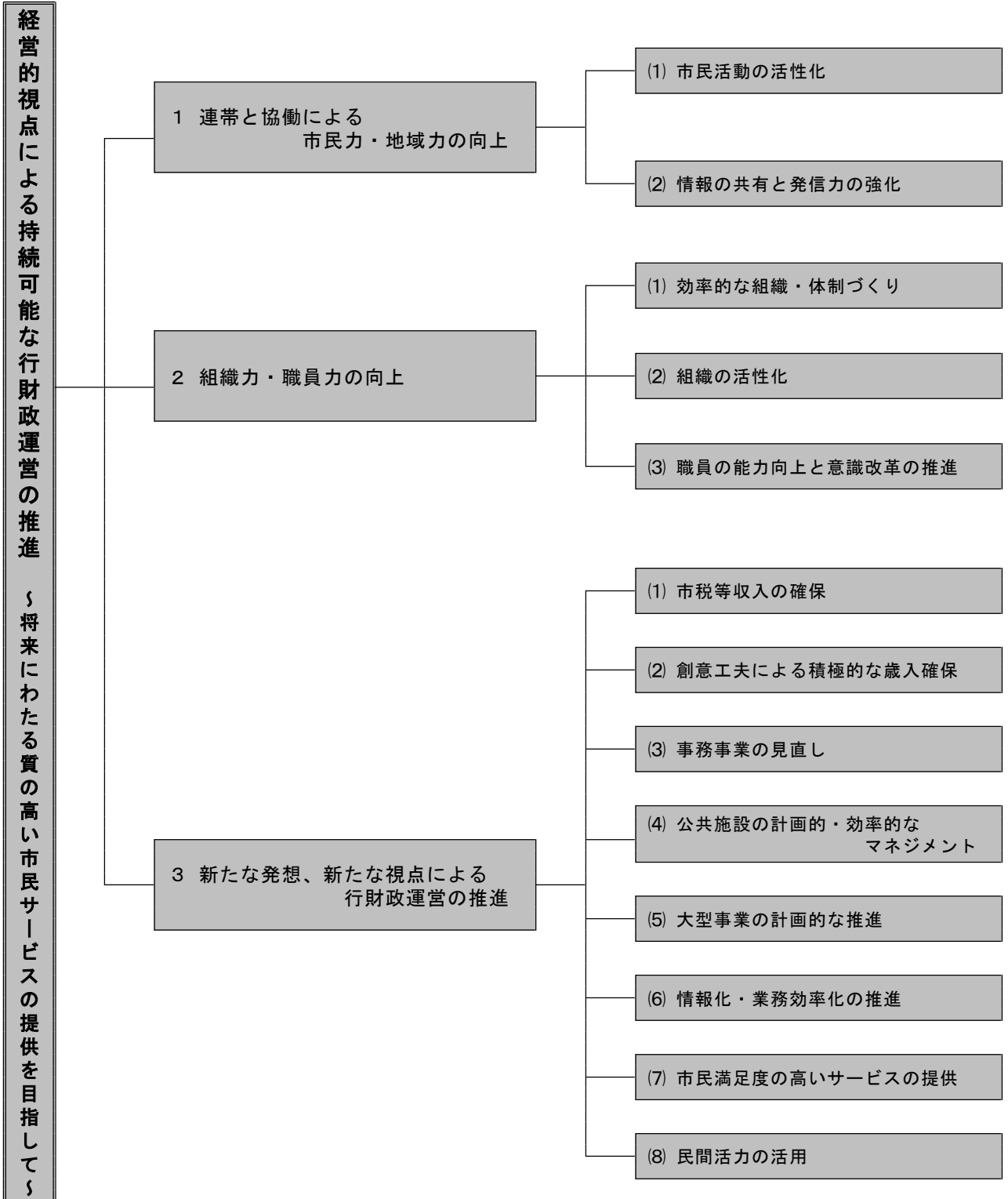
こうした基本方針や三つの柱を通じて、引き続き厳しい行財政運営が見込まれる中であっても、経営的な視点に立ち、財政状況の改善と並行して将来にわたり質の高い行政サービスの持続的な提供を目指します。

第6次行財政改革大綱 体系図

〈基本方針〉

〈三つの柱〉

〈推進事項〉



1 連帯と協働による市民力・地域力の向上

市民自らの手による住民自治を実現するためには、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、お互いの理解を深めながら協働してまちづくりに取り組む「連帯と協働のまちづくり」を促進する必要があります。また、市民の価値観やニーズの変化に伴い、より多様な行政サービスが求められる中、行政だけでは、必ずしもそれらに効果的な対応ができない状況も生じており、まちづくりへの市民参画を一層推進し、市民に市政の一翼を担っていただくことが不可欠です。

そこで、市民活動の更なる活性化を図るとともに、市民との情報共有と行政からの情報発信力の強化・充実に努め、市民力・地域力の向上を目指します。

(1) 市民活動の活性化

本市は、これまでも自分たちのまちは自分たちの手でという住民自治の理念の下、積極的にまちづくりに携わろうとする市民の活動に支えられてきました。今後もこうした地域における市民活動が活発に展開されるよう支援を行うとともに、NPOなどの地域団体や企業、大学など多様な主体との連携を深めます。

また、市職員も地域の一員として、地域に出向き、地域に必要な行政情報の提供を行うとともに、地域の実情や課題、要望等を把握し共有を図ることで、信頼関係を構築するなど、地域と行政のつながりの強化に取り組み、互いに協力し合いながら連帯と協働によるまちづくりを進めます。

(2) 情報の共有と発信力の強化

市民参画・協働による行政運営を推進するためには、市民と行政の信頼関係を確立することが重要であることから、広報やホームページに加え、ソーシャルメディアなどの多様な情報発信媒体の有効活用や、地図情報・統計情報等の市が保有する公共データを二次利用が可能な状態で公開するオープンデータ*の取組などを通じて、行政の透明性の向上を図るとともに、市民が行政に関心を持てるよう分かりやすい情報の提供に努め、市民との情報の共有化を進めます。

また、本市の魅力を内外へ向けて発信するシティプロモーション*の取組を推進することにより、市への愛着と誇りを醸成するとともに、来訪者や定住者の増加を促進し、本市の活力の維持、持続的な発展へとつなげます。

2 組織力・職員力の向上

地方分権の進展や市民ニーズの複雑・多様化に伴い、本市が取り組むべき新たな事務が増加しています。このような状況の変化や市民要望を的確に捉え、全庁一丸となって適切かつ迅速に対応できる効率的な組織・体制を構築するとともに、組織を支える職員の能力向上と意識改革を推進することで、市役所の組織力・職員力の向上を目指します。

(1) 効率的な組織・体制づくり

組織体制については、これまでも効率的な体制となるよう適宜見直しを行ってきたところですが、今後も限られた人員を効果的に配置し、多様な市民要望や新たな行政課題に迅速に対応し得る、柔軟性や機動性のある組織となるよう、随時再編・整備を図ります。

また、職員定数適正化計画^{*}に基づき、計画的な人材の確保及び再任用制度の活用等により、職員の定員管理の適正化を図るとともに、業務量等に合わせた適正な職員配置に努めます。さらに、臨時職員や非常勤職員を積極的に任用し、社会情勢等を踏まえた長期的な視点に立った効率的・効果的な人事政策を進めます。

市の外郭団体^{*}について、市の関与の在り方や支援の方法、委託事務の見直し等について引き続き検討します。

(2) 組織の活性化

問題意識が高く、職員相互の議論や事務改善の提案が活発に行われるいきいきとした組織を形成するため、互いに情報や認識を共有でき、新たな発想が生まれやすい、風通しの良い職場環境づくりに努めます。

(3) 職員の能力向上と意識改革の推進

職員給与については、国の給与制度や民間の給与実態等を考慮し、給与水準や制度の適正化を図るとともに、各種手当の見直し等を行います。加えて、人事評価制度の更なる推進を図り、職務・勤務成績等を的確に処遇に反映させるなど、職員の能力、業績を一層重視した人事・給与制度の構築に取り組みます。

行政課題の複雑・多様化に伴い、組織を支える職員には、政策形成能力や

専門的知識が求められるとともに、限られた職員数で効率的な行政運営を進めていくための高い事務処理能力や対応能力が求められます。また、自治体間競争の中にあっては、職員も地域の一員であるという意識を持ち、その発展に誇りと責任を持って取り組むとともに、職員自らが様々な機会を捉えて市の魅力を発信するなど、シティプロモーションの役割を担っていくことが重要です。そのため、人材育成基本方針^{*}に基づき、時代の求めに応じた知識や能力を有する職員の育成に努めます。

3 新たな発想、新たな視点による行財政運営の推進

厳しい財政状況の中で自立した行財政運営を行うためには、社会経済情勢の変化等を注視しながら、自主財源の安定的な確保に努めるとともに、絶えず歳出の見直しを行い、財政基盤の強化を図ることが必要です。

そのため、歳入の確保に向けて、引き続き市税等の収納率の向上に努めるとともに、緑地保全を重視した土地区画整理事業の実施や、外国人観光客を新たなターゲットに加えた観光都市づくりの推進等により、来訪者や定住者の増加を図り、将来にわたって税収の伸びるまちづくりに積極的に取り組みます。

歳出については、新たな視点で事務事業や補助金・負担金の見直しに取り組み、必要性や効果が薄れたものは、廃止、整理するなどして徹底した歳出の抑制に努め、捻出した財源は、真に必要な事業へと投入していきます。

効率的な行政運営を推進するため、市役所新庁舎の開庁や社会保障・税番号（マイナンバー）制度^{*}の活用等による業務効率化・市民の利便性向上に努めます。また、民間の優れたノウハウを活用することにより、一段と効率的で質の高いサービスの提供が期待できるものについては、指定管理者制度の導入や、民間への業務委託等を積極的に推進するとともに、障がい者や高齢者も新たな担い手としてその活力をいかしていきます。

(1) 市税等収入の確保

市の財源の根幹である市税について、適正かつ公正に賦課徴収するため、未申告者に対する申告指導等をより一層推進するとともに、納税しやすい環境の整備や、滞納者に対する早期対応、徴収体制の連携強化等を図ります。

また、保育料や介護保険料を始めとする市税以外の市の債権については、市民負担の公平性の確保を目的に整備したマニュアルに基づき、適正な管理

に努めます。

(2) 創意工夫による積極的な歳入確保

未利用の市有地・市有施設等について、民間も含め幅広く売却や貸付けを行うなど資産の有効活用を図るとともに、国や県の補助金を始めとした各種補助金等の獲得に努め、積極的な歳入の確保に取り組みます。

また、将来にわたって税収の伸びるまちづくりを実現するため、市街化調整区域の有効活用を推進するとともに、土地区画整理事業を実施する際には都市機能の充実のみならず、地権者の協力を頂きながら緑地等の保全を目的とした特別減歩^{*}を行うなど、新たな発想で水と緑の潤いある新座ならではの良質な住環境の形成を目指します。

観光都市づくりについては、外国人観光客を新たなターゲットに加え、受入体制の整備を進めるとともに、体験型観光事業の構築や近隣自治体と連携した観光メニューの創出など、更なる発展・拡充に取り組みます。また、その一環として行うワイナリー整備に際しては、寄附制度を活用し、事業へ賛同していただいた寄附者にブドウの苗木のオーナーとなっていただくことを検討するなど、全国的な協力関係を構築し、事業の拡大・推進を図ります。

このほか、ふるさと納税やクラウドファンディング^{*}といった寄附制度については、歳入確保や本市の魅力をPRするための方策として、様々な場面に応じて有効に活用していきます。

こうした地方創生にもつながる各種取組を通じて、来訪者や定住者の増加を促進するとともに、地域経済の活性化を図り、将来にわたり市民サービスを維持・向上させるために必要な安定した財源の確保に努めます。

(3) 事務事業の見直し

限りある人的資源や物的資源、財源、情報を効果的・効率的に活用するため、費用対効果や、必要性、効率性、成果等を重視した事務事業の再編・整理、補助金・負担金の見直しを進めます。さらに、受益と負担の公平性の確保の観点から、公共施設の使用料や行政サービスの手数料等の見直しを行い、社会経済情勢の変化に応じた制度の適正化を図ります。こうした取組を通じて、行政サービスの質・量の最適化を目指します。

また、導入が予定されている新たな地方公会計制度^{*}により明示される財務情報等を活用した事業の評価、検証にも取り組みます。

(4) 公共施設の計画的・効率的なマネジメント

本市では、市役所の新庁舎建設に向けた取組や保育所の建替え、小中学校の改修等、老朽化が進む公共施設への対応を計画的に進めてきましたが、今後も多くの公共施設が更新の時期を迎えることから、「公共施設等総合管理計画※」に基づき、計画的に改修改築、長寿命化等を推進し、市財政へ与える負担の軽減・平準化を図ります。

また、公共施設の整備や改修改築を行う際には、既存施設と同様の施設の建設や、既存施設と同様の施設への改修改築を行うのではなく、将来の見通しを踏まえて的確な需要分析を行い、周辺の施設を廃止し、その地域に必要な機能を集約した新たな複合施設を建設するといった手法も検討するなど、スクラップ・アンド・ビルドの考えの下、戦略的・効率的な再配置を検討します。さらに、公共施設の改修改築等に合わせて、省エネルギー・省コスト化の推進に努めます。

(5) 大型事業の計画的な推進

土地区画整理事業や道路整備事業等、財政運営への影響が大きい大型事業であっても、長期的な視点に立ち、税収の伸びるまちづくり、安全・安心なまちづくりに取り組むために必要なものについては、実施していかなければなりません。

そこで、厳しい財政状況の中でも、様々な施策を確実に推進していくために、大型事業の推進に当たっては、常に市の財政の現状と将来の見通しを念頭に置いて慎重に施策の選択を行い、計画的な事業の推進に努めます。

(6) 情報化・業務効率化の推進

時代の変化に対応した行財政運営を推進するため、費用対効果を勘案した上で、情報通信技術を積極的に活用し、事務の簡素化・効率化を進めるとともに、市民サービスの向上に努めます。また、情報化を進めるに当たり、個人情報保護を徹底し、管理意識及びセキュリティ対策の強化を図ります。

多様化・複雑化する行政課題に広域的に対応し、近隣自治体との連携を図りながら、引き続き効率的な事業の実施に努めます。また、現在、市単独で実施している事業においても、広域連携※により対応することで、効率的・効果的な処理が可能となるものについては、導入に向けて積極的に検討します。

(7) 市民満足度の高いサービスの提供

市役所新庁舎の開庁に合わせて、市民にとって分かりやすく質の高い窓口サービスが提供できる体制の整備を図るとともに、証明書自動発行サービスの充実や、社会保障・税番号（マイナンバー）制度を活用した市民サービスの利便性向上、出張所機能の充実等に取り組みます。

(8) 民間活力の活用

限られた人員と財源でサービスの質を確保する中で複雑・多様化する市民要望に対応する必要があることから、市の業務の民間委託化・民営化など、アウトソーシング*を推進します。

特に、指定管理者制度については、市民サービスの向上及び施設管理経費の縮減等の観点から、これまで導入を見送ってきた施設についても、社会情勢の変化等を踏まえながら課題整理や効果の検証等を随時行い、導入可能な場合は積極的に導入することとします。

また、シイタケの里づくりやみかん園の運営、ワイナリーの整備等におけるユニバーサル農業*など、障がい者や高齢者の活躍が期待されるものについては、新たな担い手として積極的に携わっていただき、その活力をいかしていきます。

指定管理者制度を導入していない施設

施設名		方針（※）
1	有料自転車駐車場	継続検討
2	みどり学園	当面、現形態を維持
3	わかば学園	当面、現形態を維持
4	福祉の里（福祉の里図書館を除く。）	当面、現形態を維持
5	保育所（公設公営）	当面、現形態を維持
6	高齢者いきいき広場	当面、現形態を維持
7	ほっとぷらざ（図書室を除く。）	当面、現形態を維持
8	歴史民俗資料館	当面、現形態を維持
9	図書館 （中央図書館・福祉の里図書館・視聴覚ライブラリー）（各図書室を除く。）	継続検討
10	公民館・コミュニティセンター	継続検討
11	ふるさと新座館	継続検討

※ 方針は、行財政改革推進本部（平成27年度）における指定管理者制度導入に係る検討結果を表している。

☞ 参考資料 P. 27

資料2 指定管理者制度導入施設一覧（平成28年3月現在）

資料

資料 1 第 5 次行財政改革大綱に掲げる各推進事項の実施目標及び達成状況

1 選択と集中による行財政運営の推進

(1) 歳入の確保

推進事項	取組事項	実施目標	達成状況
ア 市税等収入の確保	1 市税等の徴収強化	市税の収納率（現年度分）を平成 27 年度までに 98.0%にする。 また、国民健康保険税の収納率（現年度分）を平成 27 年度までに 88.0%にする。	△
	2 税外債権の徴収強化		
	①保育料・延長保育料	保育料の収納率（現年度及び滞納繰越分）を平成 27 年度までに 93.0%にする。 また、延長保育料の収納率（現年度及び滞納繰越分）を平成 27 年度までに 83.0%にする。	△
	②後期高齢者医療保険料	収納率（現年度及び滞納繰越分）を平成 27 年度までに 98.3%にする。	○
	③介護保険料	収納率（現年度及び滞納繰越分）を平成 27 年度までに 95.0%にする。	○
	④下水道使用料・下水道事業受益者負担金	下水道使用料収納率（現年度及び滞納繰越分）を平成 27 年度までに 97.1%にする。 また、下水道事業受益者負担金収納率（現年度及び滞納繰越分）を平成 27 年度までに 90.0%にする。	○
	⑤水道料金	収納率（現年度及び滞納繰越分）を平成 27 年度までに 98.2%にする。	×
	⑥放課後児童保育室使用料	収納率（現年度及び滞納繰越分）を平成 27 年度までに 93.0%にする。	○
	⑦その他裁判所を通じた手続を経て債権回収を行うもの	非強制徴収公債権及び私債権の回収方法等を確立し、収納率の向上を図る。	○
	3 未申告者に対する申告指導		
①市県民税等	課税の適正性や公平性を向上させるとともに、財源を確保する。	○	
②償却資産			
4 適正な税財源の移譲についての国県への要望	国県に対して、移譲事務や地方の実情に見合った適正な税財源を移譲するよう随時要望を行い、歳入の確保に努める。	○	
イ 創意工夫による積極的な歳入確保	1 市有財産の売払い・貸付け		
	①旧新座小学校跡地	平成 25 年度中に売却する。	○
	②その他	市有財産の積極的な売却や駐車場としての貸付け等を行い、歳入確保に努める。	○
	2 国県の補助制度等の積極的な活用	国県の補助制度等を積極的に活用し、歳入の確保を図る。	○
	3 観光都市づくりの推進	平成 27 年度までに、観光都市にいざづくりアクションプランに掲げた全ての施策を実施することで、集客力を高め、税収の伸びる豊かなまちづくりを実現する。	○
	4 市街化調整区域の有効活用	市街化区域への編入を原則としつつ、早期に実施できる範囲で必要な措置を講じ、企業誘致による税収、雇用、消費の増加等を促す。	○

ウ 受益者負担の適正化	1 受益者負担の適正化	公共施設の使用料や行政サービスの手数料等の見直しを行い、社会経済情勢の変化に応じて受益者負担の適正化を図る。	○
-------------	-------------	--	---

(2) 歳出の見直し

推進事項	取組事項	実施目標	達成状況
ア 事務事業評価制度の確立	1 事務事業評価制度の確立	平成 24 年度までに本市の実情に見合った事務事業評価制度を確立し、予算の効率的な配分や事務事業の見直しを行う。	○
	2 事務事業の見直し	必要性の薄れた事務事業については随時縮小、廃止を行う。	○
	3 補助金・負担金の見直し	必要性の薄れた補助金・負担金については随時縮小、廃止を行う。	○
イ 職員の定員管理・給与の適正化	1 適正な定員管理	職員定数削減計画を平成 25 年度までに見直し、新たな計画を策定し、定員の適正化を図る。	○
	2 諸手当の見直し	諸手当を見直すことにより、給与の適正化を図る。	○
	3 超過勤務時間の縮減	平成 27 年度までに超過勤務時間数を対平成 23 年度 (85,008 時間) 比で 4% 縮減する。	×
ウ 大型事業の計画的推進	1 大型事業の計画的推進	一時的に大きな財政負担を伴う大型事業であっても、将来にわたり税収の伸びるまちづくりに寄与するものについては、積極的に推進する。	○
	2 借地の買取り	公共施設の適正な配置等を考慮しながら、それぞれの状況に応じて検討し、必要な借地の取得を行う。	○
	3 公社保有土地の計画的な買戻し	平成 24 年度中に公社保有土地の買戻しを完了する。	○

(3) 公共施設の計画的・効率的なマネジメント

推進事項	取組事項	実施目標	達成状況
ア 計画的な公共施設の改修改築	1 改修改築方針に基づく計画的な公共施設の改修改築		
	①庁舎	早急に耐震化に向けた方針を決定するとともに、検討結果に基づき適切な対応を図る。	○
	②その他の公共施設	必要な改修改築を推進し、公共施設の適正な維持管理を図る。	○
イ 戦略的・効率的な公共施設の再配置	1 国有地等の有効活用	国有地の有効活用を図ることにより、公共施設の計画的・効率的な再配置を行う。	○
	2 公共施設の再配置	公共施設の効率的・効果的な再配置を行うことにより、維持管理等に係る経費の節減を図る。	○

2 組織改革・職員改革と行政の効率化・高度化の推進

(1) 組織の再編・見直し

推進事項	取組事項	実施目標	達成状況
ア 効率的な組織・体制づくり	1 組織機構の見直し	柔軟性のある簡素で効率的な組織機構の確立を目指す。	○
	2 プロジェクト方式の推進	必要に応じてプロジェクト方式による組織を設置する。	○
イ 組織の活性化	1 職員提案制度の活性化	広く職員に市政全般に関する提案を促し、職員の意識改革、組織の活性化及び事務能率の向上を図る。	○

ウ 外郭団体への支援や委託事務の見直し	1 外郭団体への補助金や委託事務の見直し		○	
	① 土地開発公社	平成 24 年度中に公社保有土地の買戻しを完了する。		○
	② 社会福祉協議会	運営費に対する補助や委託業務を見直し、市の財政負担を軽減するとともに、団体の自立を支援する。		○
	③ シルバー人材センター			○
④ 体育協会	○			

(2) 職員の能力向上と意識改革

推進事項	取組事項	実施目標	達成状況
ア 人材育成の推進	1 人材育成基本方針に基づく研修の実施・自己啓発の支援等	各年度の研修受講者を集合研修 600 人、派遣研修 100 人にする。	○
イ 職員の資質向上に資する人事評価制度の導入	1 人事評価制度の導入	平成 26 年度以降に本格実施を目指す。	○

(3) 効率的な行政経営システムの整備

推進事項	取組事項	実施目標	達成状況
ア 情報化の推進	1 情報システムの最適化	整備・運用経費の節減や事務の効率化を図るとともに、手続の簡素化などの市民サービスの向上を図る。	○
	2 行政手続のオンライン化	平成 24 年度までに公共施設予約システムを導入し、各種行政手続のオンライン化を推進する。	○
	3 自動交付機の導入	平成 24 年度に自動交付機を導入し、市民の利便性向上を図る。	○
	4 電子媒体での文書管理	文書管理システムの導入についての十分な検証を行い、適切な時期の導入を目指す。	△
	5 情報セキュリティ対策の強化	情報システムのセキュリティ強化と職員のセキュリティ意識の向上を目指す。	○
イ 市民満足度の高いサービスの提供	1 行政連絡員制度の充実	更なる周知を図り、利用を促進するとともに、将来的には、地域における市民の要望や意向を行政連絡員が直接把握するなど、市政と地域との橋渡しとなることを目指す。	△
	2 ワンストップサービスの導入	ワンストップサービスを導入し、市民サービスの向上を図る。	△
	3 出張所機能の充実	出張所での取扱いが可能な業務は積極的な導入に努める。また、ひばりヶ丘駅周辺への出張所機能の整備を目指す。	△
	4 パスポートセンターの設置	平成 25 年 10 月に設置する。	○
ウ 広域連携による効率化及び市民サービスの向上	1 広域連携の推進	近隣自治体との更なる連携を図ることにより、効率的・効果的な行政運営を推進する。	○

3 連帯と協働による市民力アップと民間活力の更なる活用

(1) 市民参画の更なる推進

推進事項	取組事項	実施目標	達成状況
ア 市民活動の活性化	1 新たな市民活動の担い手づくり	誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、団体の紹介やセミナーの開催などを通じて、新たな市民活動の担い手づくりを進める。	○

推進事項	取組事項	実施目標	達成状況
	2 町内会への委託化の推進		
	①集会所管理業務	平成 27 年度までに全ての集会所の管理業務を町内会へ委託する。	△
	②児童遊園等管理業務	平成 22 年度に 43 団体であった委託町内会を、平成 27 年度までに 47 団体に拡大する。	×
イ 情報の共有化	1 情報公開の推進	情報公開制度の充実や適切な運用を図り、市民の的確な理解と評価の下での公正で開かれた行政を実現するとともに、市民の市政参画を促進する。	○
	2 情報提供の充実	掲載情報の質・量・更新の管理を適切に行い、誰にとっても利用しやすいホームページをつくり、市民への情報提供手段及び市のPR手段としての役割の充実を図る。	○
	3 行政手続の適正化	行政運営における公平性及び透明性の確保を図り、市民の権利利益の保護を図る。	○
	4 財政状況の公表	市の財政状況について分かりやすく公表し、市民との情報の共有化を促進する。	○
	5 出前講座の活用	講座内容の充実及び利用の拡大を図り、利用件数を毎年度 350 件以上とすることを目指す。	○

(2) アウトソーシングの推進

推進事項	取組事項	実施目標	達成状況
ア 指定管理者制度の導入	1 指定管理者制度の導入	指定管理者制度の導入について、平成 23 年度に各施設の方針を明確にする。 導入可能な施設については、積極的に推進し、施設管理経費の縮減や、民間のノウハウをいかしたサービスの向上を図る。	○
イ 民間委託化・民営化の推進	1 民間委託の推進		
	①観光事業	平成 27 年度までに観光事業における民間委託等の運営方法を構築する。	△
	②学校給食調理業務	平成 35 年度までに、小中学校全 23 校の学校給食調理業務の民間委託を完了することを目指すし、平成 27 年度までには 2 校の委託化を実施する。	○
	2 新たな民間活力導入手法（PFI 等）の検討	PFI 等の導入により、サービス水準の向上や財政負担の軽減を図る。	×
	3 こぶしの森の民営化	障害者自立支援法に基づく新体系への移行を視野に入れ、平成 24 年 4 月から民営化する。	○

【達成状況 凡例】平成 23～27 年度実績（平成 27 年度は実績見込み）

○：目標を達成したもの／△：目標を一部達成したもの／×：目標を達成していないもの

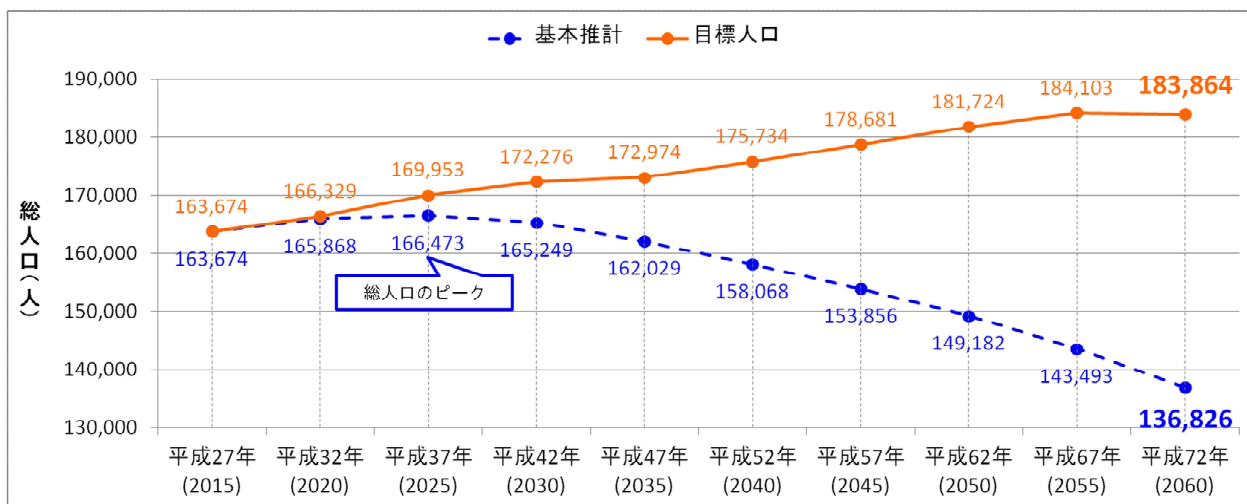
資料 2 指定管理者制度導入施設一覧（平成 28 年 3 月現在）

施設名	制度導入年度
市営墓園	平成 25 年度
児童センター及び福祉の里児童センター	児童センター：平成 22 年度 福祉の里児童センター：平成 25 年度
放課後児童保育室	平成 18 年度
老人福祉センター及び第二老人福祉センター	平成 18 年度
総合運動公園及び栄緑道並びに殿山運動場、馬場運動場、大和田運動場、堀ノ内少年運動場、野火止運動場、西堀庭球場、本多庭球場及び市民総合体育館	平成 25 年度
市民会館	平成 28 年度（予定）

資料3 人口の見通し（新座市人口ビジョン抜粋）

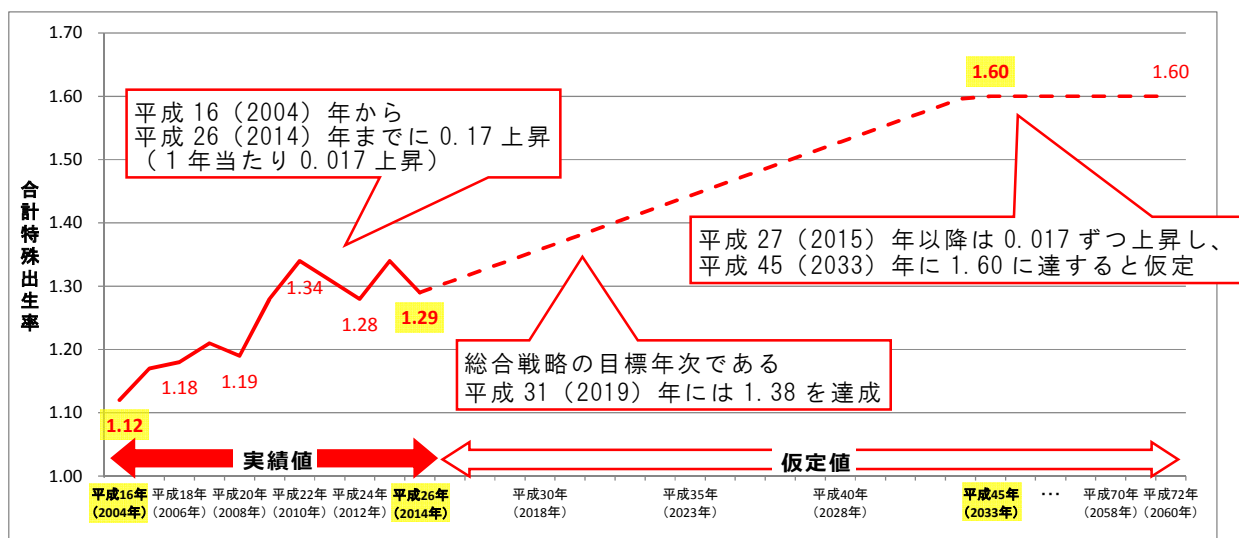
少子高齢化や将来的に見込まれる人口減少に打ち勝ち、まちの活力の維持・向上を図るため、合計特殊出生率の向上及び土地区画整理事業の実施の2点により人口増加を目指す（図2、図3）。この2点による人口増加が達成された場合の本市の総人口は平成72（2060）年で約18万4,000人となる見込みであり（図1）、これを地方創生の目標人口とする。

【図1】 総人口の将来推計



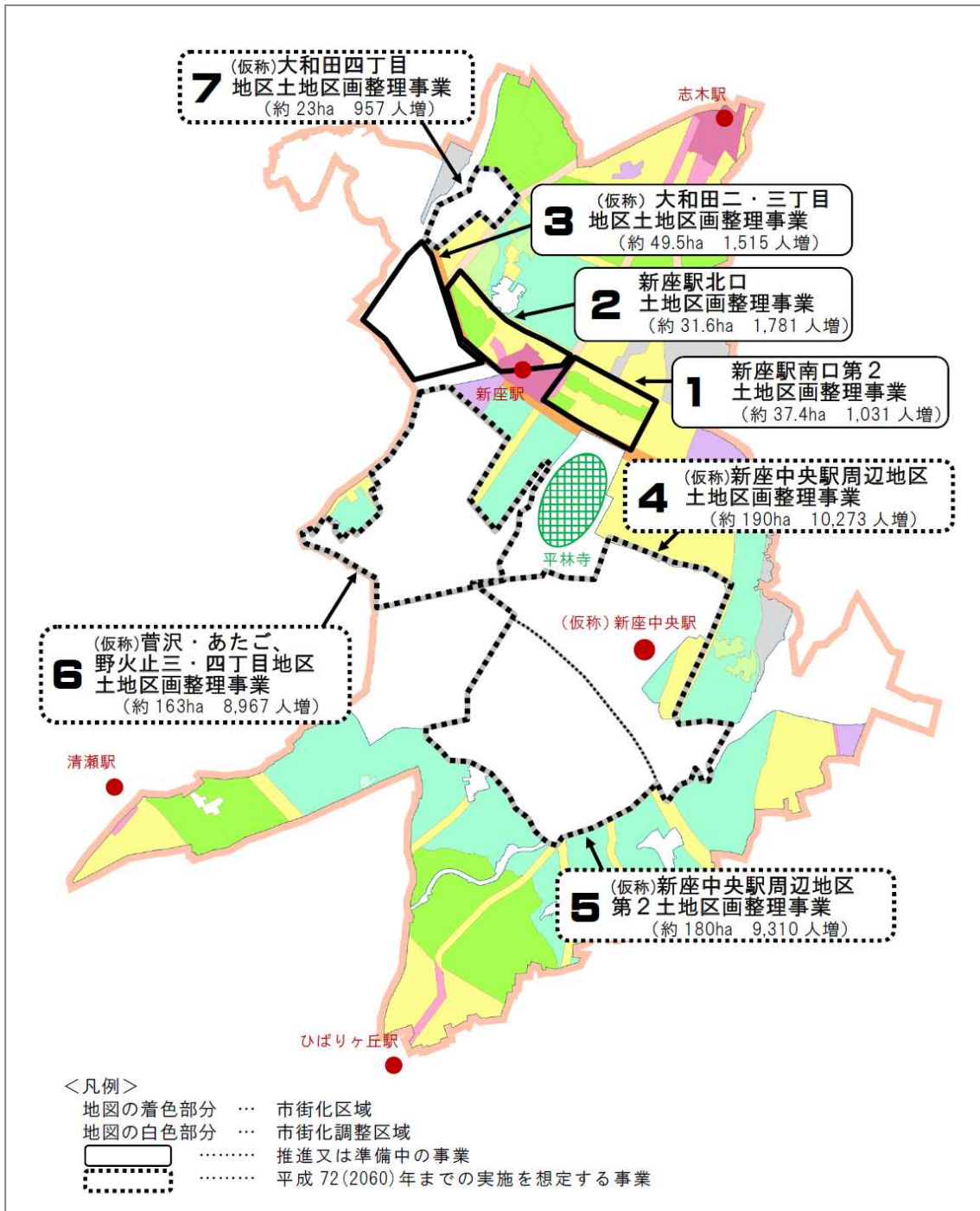
- ※1 図中の基本推計は、土地区画整理事業の実施及び合計特殊出生率の向上による人口増加などの地方創生の取組を行わなかった場合
- ※2 図中の将来展望は、将来目指すべき総人口の推計で、土地区画整理事業の実施及び合計特殊出生率の向上による人口増加を想定した場合

【図2】 本市の合計特殊出生率の推移及び目標値



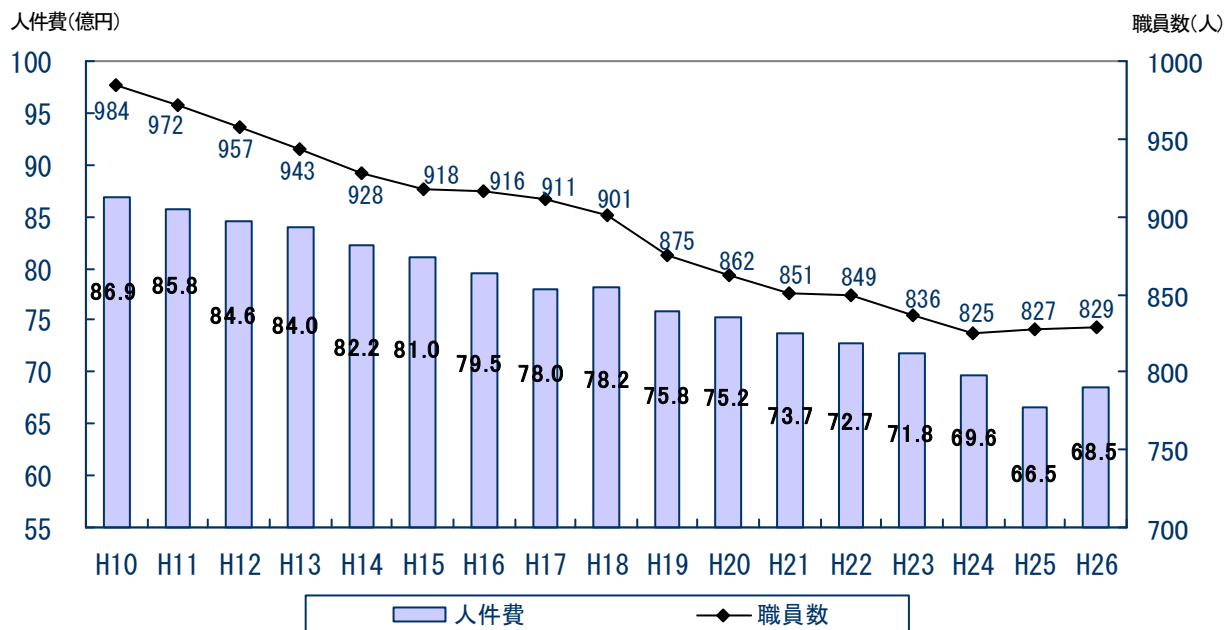
(注) 平成46(2034)年～平成69(2057)年は省略

【図3】 土地区画整理事業区域位置図



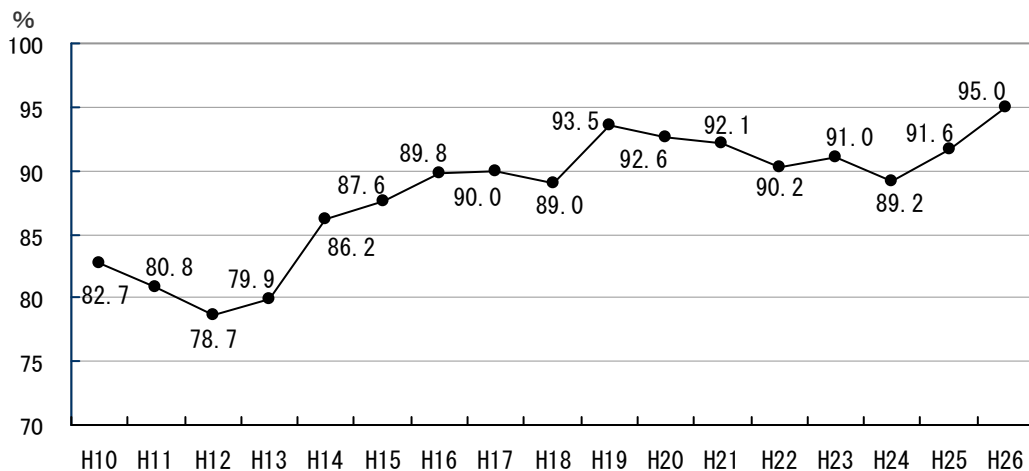
※ (仮称)新座中央駅周辺地区土地区画整理事業は、地下鉄12号線の延伸の早期実現を想定して計画しており、平成27年度中に示される予定の国の交通政策審議会の答申の位置付けに応じて、見直しを行う場合があります。

資料4 人件費・職員数の推移

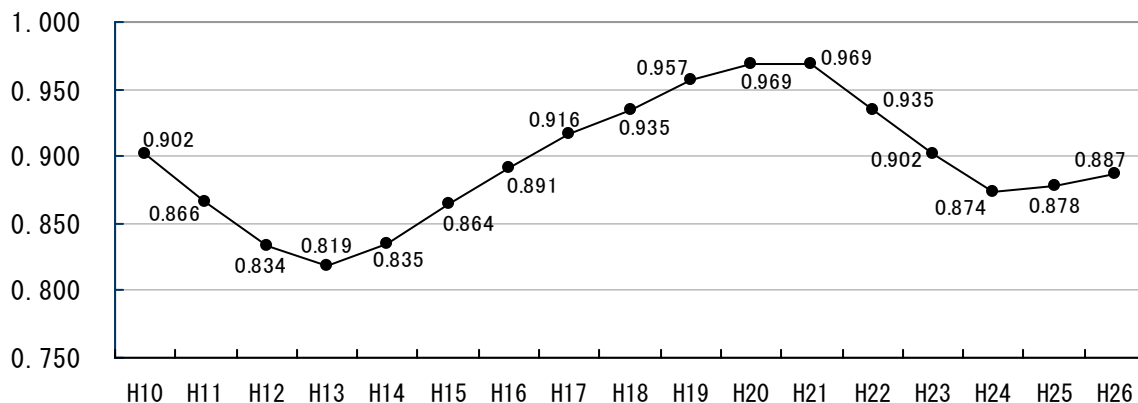


注1：職員数は各年度4月1日の職員数（再任用・臨時・非常勤及び消防職を除く。）
 注2：決算額は各年度の一般会計、特別会計、水道事業会計の合計額（消防を除く。）

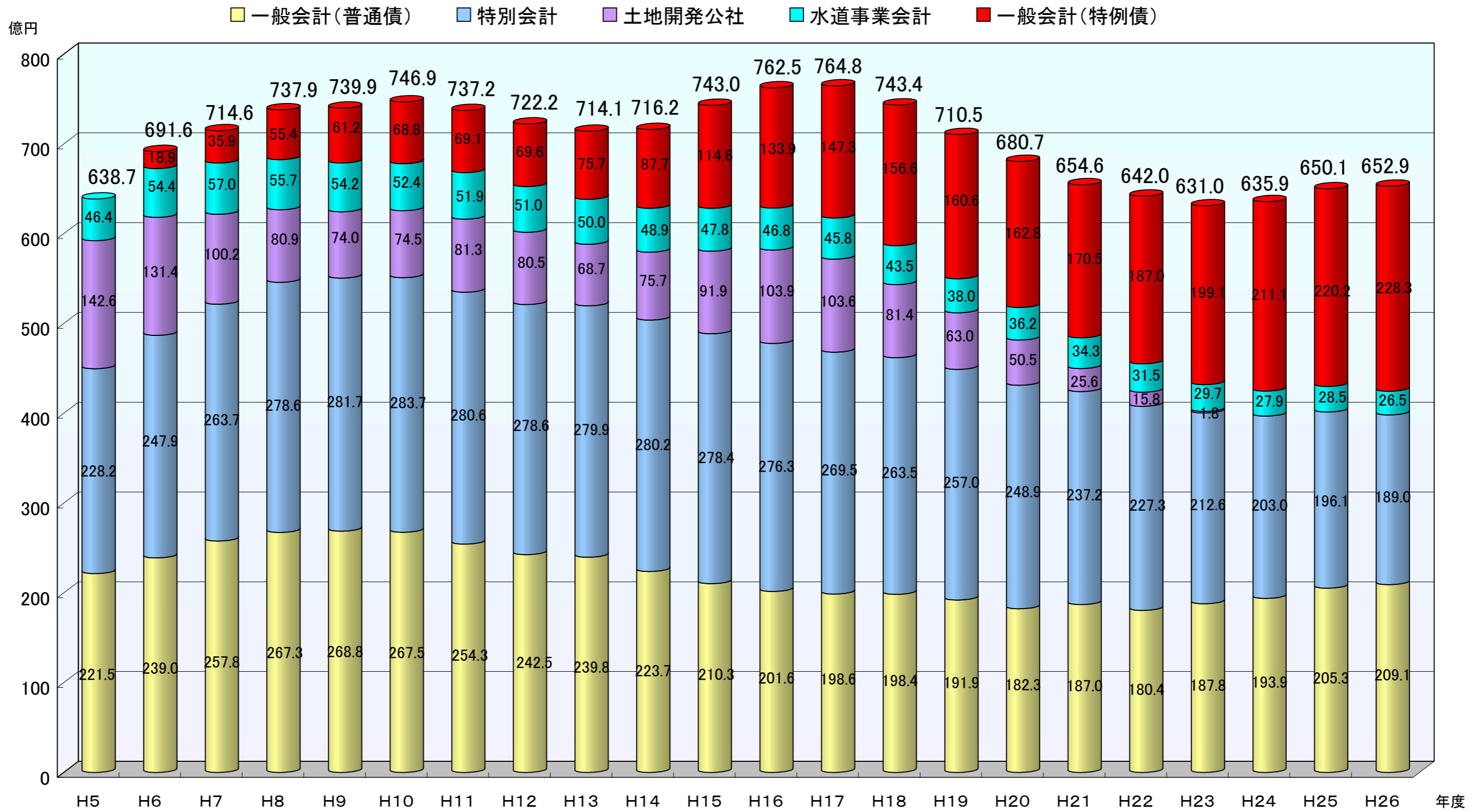
資料5 経常収支比率の推移



資料6 財政力指数[※]の推移

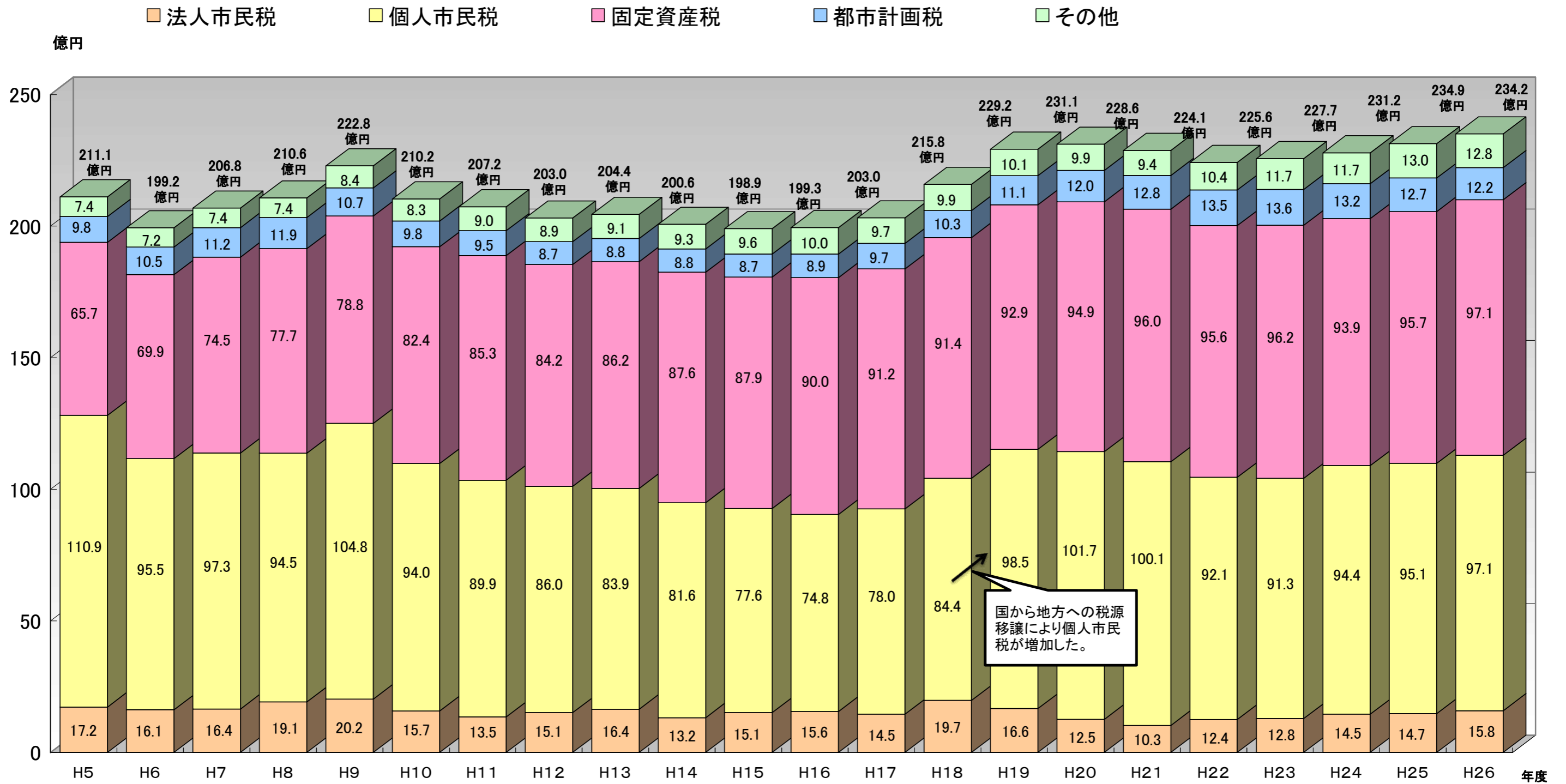


資料7 市債及び公社債務残高の推移



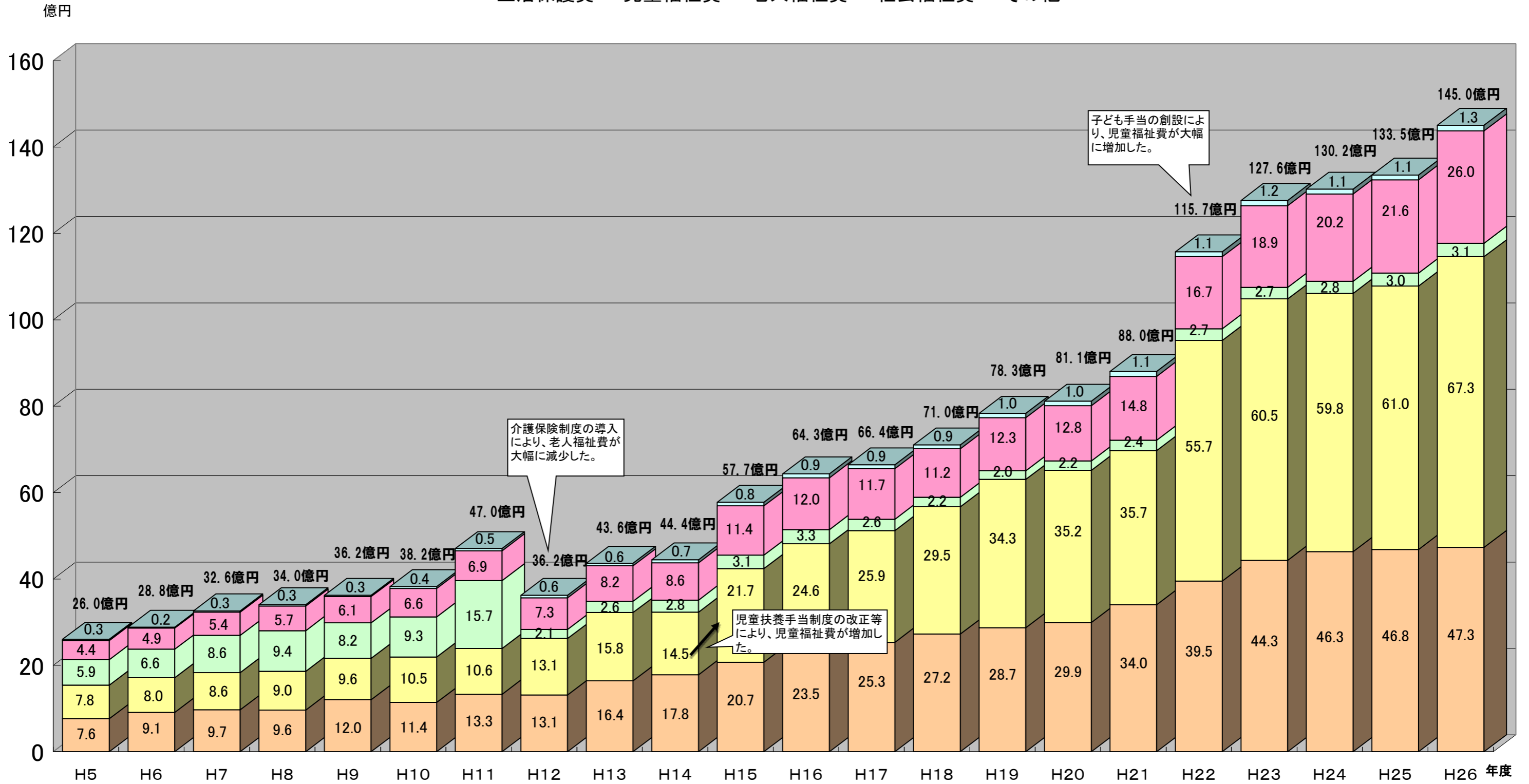
※ 特例債は、国の制度改正によって地方に入らなくなった税金や交付税を補填するため、地方債の特例として、その分の借金をそれぞれの自治体に認めているものであり(臨時財政対策債、減税補填債)、返済額は、元金、利子ともに毎年度交付税で措置されることから、原則的には各自治体には負担がかからないものとされている。

資料8 市税の推移



資料9 扶助費の推移

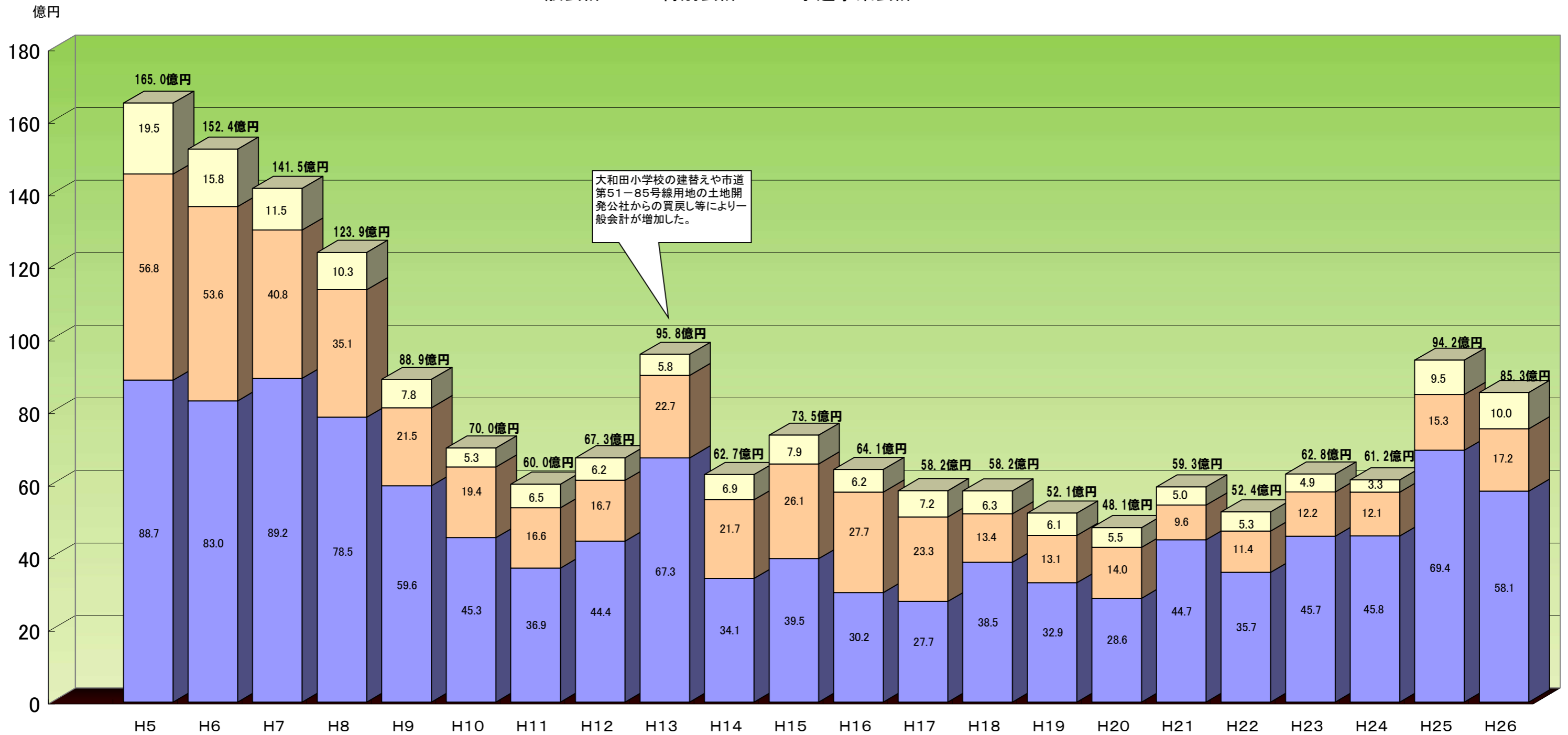
生活保護費 児童福祉費 老人福祉費 社会福祉費 その他



※ 「その他」の内訳は、民生費のうち災害救助費、衛生費、教育費

資料10 普通建設事業費の推移(一般会計、特別会計及び水道事業会計)

■ 一般会計 ■ 特別会計 ■ 水道事業会計



大和田小学校の建替えや市道第51-85号線用地の土地開発公社からの買戻し等により一般会計が増加した。

※ 特別会計は、下水道事業、墓園事業、新座駅南口土地区画整理事業、新座駅南口第2土地区画整理事業及び新座駅北口土地区画整理事業を含む。ただし、墓園事業特別会計はH16で、新座駅南口土地区画整理事業特別会計はH17で廃止した。

資料 1 1 平成 2 8 年度から平成 3 2 年度までの財政見通し（一般会計）

【歳入】

（単位：百万円、％）

	28年度	29年度		30年度		31年度		32年度	
	金額	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
市税	23,072	23,648	2.5	23,799	0.6	24,750	4.0	25,343	2.4
地方譲与税等	3,239	3,747	15.7	4,103	9.5	4,224	2.9	4,335	2.6
地方交付税	1,900	2,200	15.8	2,200	0.0	2,200	0.0	2,200	0.0
国県支出金	10,812	10,975	1.5	11,810	7.6	12,247	3.7	12,299	0.4
その他収入	4,527	4,720	4.3	4,173	△ 11.6	3,460	△ 17.1	3,211	△ 7.2
市債	3,861	4,315	11.8	3,365	△ 22.0	4,090	21.5	3,010	△ 26.4
合計	47,411	49,605	4.6	49,450	△ 0.3	50,971	3.1	50,398	△ 1.1

【歳出】

（単位：百万円、％）

	28年度	29年度		30年度		31年度		32年度	
	金額	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
義務的経費	25,633	26,610	3.8	27,050	1.7	27,522	1.7	27,910	1.4
人件費	7,324	7,347	0.3	7,306	△ 0.6	7,313	0.1	7,346	0.5
扶助費	14,124	14,990	6.1	15,440	3.0	15,903	3.0	16,396	3.1
公債費	4,185	4,273	2.1	4,304	0.7	4,306	0.0	4,168	△ 3.2
その他	18,362	18,138	△ 1.2	18,839	3.9	18,815	△ 0.1	19,463	3.4
投資的経費	3,416	4,857	42.2	3,561	△ 26.7	4,634	30.1	3,025	△ 34.7
合計	47,411	49,605	4.6	49,450	△ 0.3	50,971	3.1	50,398	△ 1.1

財政見通しの考え方

近年の決算額の推移や国の経済推計、第4次新座市基本構想総合振興計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）の主要事業の位置付け等を踏まえ、推計した。

歳入については、市税は毎年度増加していくと見込み、地方交付税は市税の増額等により基準財政収入額が増加するものの、社会保障経費の増加により基準財政需要額も増加することから、平成27年度の実績とほぼ同額で推移していくと見込んでいる。国県支出金は、歳出の扶助費や投資的経費に連動して所要額を見込み、増加していくと見込んでいる。

また、市債は、市役所新庁舎の建設を始めとする大型事業の実施により平成28年度から平成31年度までは例年以上に増額となるなど、投資的経費に連動して増減があるが、厳しい財政状況の中、できるだけ多くの事業を実施するため、適正に活用することとした。臨時財政対策債は、引き続き制度が存続していくものとして見込んでいる。

歳出については、人件費は、適正な人員確保を進めていく中で、おおむね横ばいで推移すると見込んでいる。扶助費は、近年の継続的な増加傾向や将来人口の推計における今後の高齢化率の状況なども踏まえ、毎年度3.0％程度の増加が続くと見込んでいる。公債費は、市債のこれまでの借入実績に加え、市債の借入見込額を基に算出した結果、一時的に増加傾向が続く見通しとなっている。投資的経費は、後期基本計画に位置付けた各年度の事業に要する経費を計上している。

なお、歳入歳出の過不足は、財政調整基金の取崩し又は積立てで調整することとし、それぞれ歳入のその他の収入、歳出のその他の経費で所要額を見込んでいる。

資料12 行財政改革の成果

【平成6年度からの取組成果】

(単位：千円)

推進事項	市政リストラ 対策推進本部	行財政 効率化大綱	第3次行財政 効率化大綱	第4次行財政 改革大綱	第5次行財政 改革大綱	H6~27年度
	H6~7年度	H8~12年度	H13~17年度	H18~22年度	H23~27年度	合計
改革の柱1 選択と集中による行財政運営の推進						
(1) 歳入の確保	—	—	—	—	—	—
ア 市税等収入の確保 市税等の徴収強化、税外債権の徴収強化、未申告者に対する申告指導、適正な税財源の移譲についての国県への要望	44,329	65,659	37,687	545,416	1,317,187	2,010,278
イ 創意工夫による積極的な歳入確保 市有財産の売払い・貸付け、国県の補助制度等の積極的な活用、観光都市づくりの推進、市街化調整区域の有効活用	—	—	—	—	5,691,691	5,691,691
ウ 受益者負担の適正化	—	—	—	—	1,920	1,920
(2) 歳出の見直し	—	—	—	—	—	—
ア 事務事業評価制度の確立 事務事業評価制度の確立、事務事業の見直し、補助金・負担金の見直し	—	1,008,923	1,672,423	475,731	35,408	3,192,485
イ 職員の定員管理・給与の適正化 適正な定員管理、諸手当の見直し、超過勤務時間の縮減	81,936	375,838	538,421	1,896,057	450,450	3,342,702
ウ 大型事業の計画的推進 大型事業の計画的推進、借地の買取り、公社保有土地の計画的な買戻し	—	—	—	346,592	113,876	460,468
(3) 公共施設の計画的・効率的なマネジメント	—	—	—	—	—	—
ア 計画的な公共施設の改修改築 改修改築方針に基づく計画的な公共施設の改修改築	—	—	—	—	—	—
イ 戦略的・効率的な公共施設の再配置 国有地等の有効活用、公共施設の再配置	—	436,730	770,985	783,753	—	1,991,468
小 計	126,265	1,887,150	3,019,516	4,047,549	7,610,532	14,680,734
改革の柱2 組織改革・職員改革と行政の効率化・高度化の推進						
(1) 組織の再編・見直し	—	—	—	—	—	—
ア 効率的な組織・体制づくり 組織機構の見直し、プロジェクト方式の推進	—	—	—	—	—	—
イ 組織の活性化 職員提案制度の活性化	—	—	—	—	—	—
ウ 外郭団体への支援や委託事務の見直し 外郭団体への補助金や委託事務の見直し	—	—	—	—	126,000	126,000
(2) 職員の能力向上と意識改革	—	—	—	—	—	—
ア 人材育成の推進 人材育成基本方針に基づく研修の実施・自己啓発の支援等	—	—	—	—	—	—
イ 職員の資質向上に資する人事評価制度の導入 人事評価制度の導入	—	—	—	—	—	—
(3) 効率的な行政経営システムの整備	—	—	—	—	—	—
ア 情報化の推進 情報システムの最適化、行政手続のオンライン化、自動交付機の導入、電子媒体での文書管理、情報セキュリティ対策の強化	—	—	—	—	—	—
イ 市民満足度の高いサービスの提供 行政連絡員制度の充実、ワンストップサービスの導入、出張所機能の充実、パスポートセンターの設置	—	—	—	—	—	—
ウ 広域連携による効率化及び市民サービスの向上 広域連携の推進	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	126,000	126,000
改革の柱3 連帯と協働による市民力アップと民間活力の更なる活用						
(1) 市民参画の更なる推進	—	—	—	—	—	—
ア 市民活動の活性化 新たな市民活動の担い手づくり、町内会への委託化の推進	19,688	107,475	126,719	125,126	115,645	494,653
イ 情報の共有化 情報公開の推進、情報提供の充実、行政手続の適正化、財政状況の公表、出前講座の活用	—	—	—	—	—	—
(2) アウトソーシングの推進	—	—	—	—	—	—
ア 指定管理者制度の導入 指定管理者制度の導入	—	—	—	165,058	422,728	587,786
イ 民間委託化・民営化の推進 民間委託の推進、新たな民間活力導入手法（PF1等）の検討、こぶしの森の民営化	—	28,910	510,061	422,417	573,247	1,534,635
小 計	19,688	136,385	636,780	712,601	1,111,620	2,617,074
合 計	145,953	2,023,535	3,656,296	4,760,150	8,848,152	17,423,808

【その他の取組成果】

(単位：千円)

推 進 事 項	市政リストラ 対策推進本部	行財政 効率化大綱	第3次行財政 効率化大綱	第4次行財政 改革大綱	第5次行財政 改革大綱	H6～27年度
	H6～7年度	H8～12年度	H13～17年度	H18～22年度	H23～27年度	合計
合 計	39,597	183,039	1,232,958	1,978,604	2,917,969	6,352,167

(単位：千円)

市政リストラ 対策推進本部	行財政 効率化大綱	第3次行財政 効率化大綱	第4次行財政 改革大綱	第5次行財政 改革大綱	H6～27年度
H6～7年度	H8～12年度	H13～17年度	H18～22年度	H23～27年度	合計
185,550	2,206,574	4,889,254	6,738,754	11,766,121	23,775,975

【第5次新座市行財政改革大綱に基づく取組成果】

(単位：千円)

推進事項	第5次新座市行財政改革大綱					小計 (H23～27年度)
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
改革の柱1 選択と集中による行財政運営の推進						
(1) 歳入の確保	—	—	—	—	—	—
ア 市税等収入の確保	—	—	—	—	—	—
1 市税等の徴収強化	130,702	207,039	232,678	301,782	—	872,201
2 税外債権の徴収強化	—	—	—	—	—	—
①保育料・延長保育料	11,437	42,187	47,757	64,785	—	166,166
②後期高齢者医療保険料	2,145	6,972	7,963	6,013	—	23,093
③介護保険料	2,455	26,280	35,398	39,029	—	103,162
④下水道使用料・下水道事業受益者負担金	6,675	26,804	33,652	36,456	—	103,587
⑤水道料金	13,421	4,983	4,923	7,463	—	30,790
⑥放課後児童保育室使用料	—	5,049	5,663	7,476	—	18,188
⑦その他地方税の滞納処分の例により強制徴収ができないもの	—	—	—	—	—	—
3 未申告者に対する申告指導	—	—	—	—	—	—
①市県民税等	—	—	—	—	—	—
②償却資産	—	—	—	—	—	—
4 適正な税財源の移譲についての国県への要望	—	—	—	—	—	—
イ 創意工夫による積極的な歳入確保	—	—	—	—	—	—
1 市有財産の売払い・貸付け	—	—	—	—	—	—
①旧新座小学校跡地	—	—	—	1,057,000	—	1,057,000
②その他	5,457	20,143	662,808	17,983	—	706,391
2 国県の補助制度等の積極的な活用	732,560	348,134	1,934,198	913,408	—	3,928,300
3 観光都市づくりの推進	—	—	—	—	—	—
4 市街化調整区域の有効活用	—	—	—	—	—	—
ウ 受益者負担の適正化	—	—	—	—	—	—
1 受益者負担の適正化	946	974	—	—	—	1,920
(2) 歳出の見直し	—	—	—	—	—	—
ア 事務事業評価制度の確立	—	—	—	—	—	—
1 事務事業評価制度の確立	—	—	—	—	—	—
2 事務事業の見直し	25,470	596	—	—	—	26,066
3 補助金・負担金の見直し	9,342	—	—	—	—	9,342
イ 職員の定員管理・給与の適正化	—	—	—	—	—	—
1 適正な定員管理	81,835	150,332	138,378	125,848	—	496,393
2 諸手当の見直し	—	—	—	—	—	—
3 超過勤務時間の縮減	5,388	△ 10,954	△ 15,148	△ 25,229	—	△ 45,943
ウ 大型事業の計画的推進	—	—	—	—	—	—
1 大型事業の計画的推進	—	—	—	—	—	—
2 借地の買取り	—	—	—	—	—	—
3 公社保有土地の計画的な買戻し	52,906	60,970	—	—	—	113,876
(3) 公共施設の計画的・効率的なマネジメント	—	—	—	—	—	—
ア 計画的な公共施設の改修改築	—	—	—	—	—	—
1 改修改築方針に基づく計画的な公共施設の改修改築	—	—	—	—	—	—
①庁舎	—	—	—	—	—	—
②その他の公共施設	—	—	—	—	—	—
イ 戦略的・効率的な公共施設の再配置	—	—	—	—	—	—
1 国有地等の有効活用	—	—	—	—	—	—
2 公共施設の再配置	—	—	—	—	—	—
小計	1,080,739	889,509	3,088,270	2,552,014	—	7,610,532

改革の柱2 組織改革・職員改革と行政の効率化・高度化の推進						
(1) 組織の再編・見直し	—	—	—	—	—	—
ア 効率的な組織・体制づくり	—	—	—	—	—	—
1 組織機構の見直し	—	—	—	—	—	—
2 プロジェクト方式の推進	—	—	—	—	—	—
イ 組織の活性化	—	—	—	—	—	—
1 職員提案制度の活性化	—	—	—	—	—	—
ウ 外郭団体への支援や委託事務の見直し	—	—	—	—	—	—
1 外郭団体への補助金や委託事務の見直し	—	—	—	—	—	—
①土地開発公社	—	—	—	—	—	—
②社会福祉協議会	14,490	11,749	6,744	3,001	—	35,984
③シルバー人材センター	15,326	19,705	55,448	43,085	—	133,564
④体育協会	4,264	15,612	△ 28,788	△ 34,636	—	△ 43,548
(2) 職員の能力向上と意識改革	—	—	—	—	—	—
ア 人材育成の推進	—	—	—	—	—	—
1 人材育成基本方針に基づく研修の実施・自己啓発の支援等	—	—	—	—	—	—
イ 職員の資質向上に資する人事評価制度の導入	—	—	—	—	—	—
1 人事評価制度の導入	—	—	—	—	—	—
(3) 効率的な行政経営システムの整備	—	—	—	—	—	—
ア 情報化の推進	—	—	—	—	—	—
1 情報システムの最適化	—	—	—	—	—	—
2 行政手続のオンライン化	—	—	—	—	—	—
3 自動交付機の導入	—	—	—	—	—	—
4 電子媒体での文書管理	—	—	—	—	—	—
5 情報セキュリティ対策の強化	—	—	—	—	—	—
イ 市民満足度の高いサービスの提供	—	—	—	—	—	—
1 行政連絡員制度の充実	—	—	—	—	—	—
2 ワンストップサービスの導入	—	—	—	—	—	—
3 出張所機能の充実	—	—	—	—	—	—
4 パスポートセンターの設置	—	—	—	—	—	—
ウ 広域連携による効率化及び市民サービスの向上	—	—	—	—	—	—
1 広域連携の推進	—	—	—	—	—	—
小 計	34,080	47,066	33,404	11,450	—	126,000
改革の柱3 連帯と協働による市民力アップと民間活力の更なる活用						
(1) 市民参画の更なる推進	—	—	—	—	—	—
ア 市民活動の活性化	—	—	—	—	—	—
1 新たな市民活動の担い手づくり	—	—	—	—	—	—
2 町内会への委託化の推進	—	—	—	—	—	—
①集会所管理業務	—	—	—	—	—	—
②児童遊園等管理業務	28,686	28,755	26,558	31,646	—	115,645
イ 情報の共有化	—	—	—	—	—	—
1 情報公開の推進	—	—	—	—	—	—
2 情報提供の充実	—	—	—	—	—	—
3 行政手続の適正化	—	—	—	—	—	—
4 財政状況の公表	—	—	—	—	—	—
5 出前講座の活用	—	—	—	—	—	—
(2) アウトソーシングの推進	—	—	—	—	—	—
ア 指定管理者制度の導入	—	—	—	—	—	—
1 指定管理者制度の導入	77,843	74,443	139,376	131,066	—	422,728
イ 民間委託化・民営化の推進	—	—	—	—	—	—
1 民間委託の推進	—	—	—	—	—	—
①観光事業	—	—	—	—	—	—
②学校給食調理業務	46,965	61,915	48,422	68,735	—	226,037
2 新たな民間活力導入手法（PFI等）の検討	—	—	—	—	—	—
3 こぶしの森の民営化	—	116,174	115,553	115,483	—	347,210
小 計	153,494	281,287	329,909	346,930	—	1,111,620
合 計	1,268,313	1,217,862	3,451,583	2,910,394	—	8,848,152

【その他の取組成果】

(単位：千円)

推進事項	第5次新座市行財政改革大綱					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	小計 (H23～27年度)
1 民間委託の推進	—	—	—	—	—	—
ア 自動車運転業務の委託化	13,930	13,027	13,872	10,972	—	51,801
イ 清掃業務の委託化	33,872	36,142	32,923	38,452	—	141,389
2 3役の給料の減額	3,480	6,931	13,315	13,045	—	36,771
3 管理職手当の減額	—	—	—	—	—	—
4 新座駅周辺土地区画整理事業の財政効果	—	—	—	—	—	—
ア 新座駅南口土地区画整理事業	311,665	316,998	335,682	354,581	—	1,318,926
イ 新座駅南口第2土地区画整理事業	177,801	173,678	188,689	237,569	—	777,737
5 水道企業債及び下水道事業債の借換え等に伴う利息支払いの節減	140,006	142,776	141,893	116,421	—	541,096
6 自動販売機の公募制の導入	5,418	14,154	14,940	15,737	—	50,249
合計	686,172	703,706	741,314	786,777	—	2,917,969

(単位：千円)

第5次新座市行財政改革大綱					
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	小計 (H23～27年度)
1,954,485	1,921,568	4,192,897	3,697,171	—	11,766,121

資料 1 3 用語解説 (50音順)

※ この用語解説は、平成28年3月を基準として作成したものであり、本市の現状についての記述は同月時点のものです。

アウトソーシング

アウト（外部）とソーシング（資源化）の合成語で、行政組織の機能や業務等を委託することなどにより、専門的な知識を有する人材、サービスを外部から調達することをいう。

新たな地方公会計制度

従来の官庁会計（単式簿記・現金主義会計）に複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新しい公会計制度をいう。

国では、平成30年1月までの導入を求めており、本市は平成28年度決算（平成29年度実施）から対応する予定としている。

オープンデータ

国や地方自治体が保有する地図情報や統計情報などの公共データを編集・加工等をしやすい方式で、かつ営利・非営利を問わずに二次利用が可能なルールで公開し、住民や企業が自由に活用するものであり、これによって、行政の透明性の向上、市民参画の推進、経済の活性化、行政の効率化等が一体的に進むことが期待されている。

外郭団体

新座市の外郭団体としては、社会福祉法人新座市社会福祉協議会、公益財団法人新座市体育協会び公益社団法人新座市シルバー人材センターがあり、それぞれの団体が市と連携し、事業の実施や各公共施設の運営等を行うことで、市政の一翼を担っている。市ではそれぞれの団体に対し、人件費や事業費の一部を補助している。

クラウドファンディング

群衆を意味する「クラウド」と資金調達を意味する「ファンディング」からできた造語であり、ある事業を行う際にインターネットを利用して事業に賛同した不特定多数の人から資金を集めるものをいう。資金を出す人と資金を集めたい事業者の間に仲介者（クラウドファンディング運営会社）がいる場合が多く、仲介者が設置したインターネット上の窓口において、資金を集めたい事業者が事業の企画、目標金額及び募集期間を紹介し、それに賛同した人が寄附等により資金提供を行う。

経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出に充てられた一般財源の額が、市税、普通交付税を中心とする経常的な一般財源の総額に占める割合をいう。この数値が低いほど、弾力性のある財政運営がなされているといえる。

経常的支出

毎年度継続して支出が求められる経費で、主に人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等をいう。

減歩

土地区画整理事業を実施する区域内で必要となる用地の確保のために地権者に協力を頂き、所有する土地の一部を提供していただくことをいう。

広域連携

市町村が抱える共通の問題や市域を超えた広範な課題に対し、市町村間で連携して取り組むことをいう。一つの市町村で行うよりも経費の縮減やより高度な住民サービスの提供が可能となる。

本市では、消防やし尿処理、障がい者支援施設の運営を「朝霞地区一部事務組合（朝霞市、志木市、和光市、新座市）」で、ごみ処理を「志木地区衛生組合（志木市、富士見市、新座市）」で、職員研修等を「彩の国さいたま人づくり広域連合（県内全市町村）」で、後期高齢者医療を「埼玉県後期高齢者医療広域連合（県内全市町村）」で、それぞれ他の市町村と連携し、取り組んでいる。

公共施設等総合管理計画

公共施設等（公共建築物、インフラ資産等）の改修改築・統廃合・長寿命化などの計画的な実施と、それに伴う財政負担の軽減・平準化に向けて、平成28年度からの30年間にわたる公共施設等の管理に関する基本的な方針について定めており、平成28年3月に策定した。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税の算定に用いられる基本的な財政需要に対する標準的な収入の割合をいう。

財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、この指数が1以上で普通交付税の交付されない、いわゆる不交付団体となる。

三位一体の改革

地方が地域の実情に応じた事業を自主的・自立的に実施できるように、国の関与を廃止・縮減し、地方の権限と責任を大幅に拡大するという地方分権を推進する観点から行ったもので、①国庫補助負担金の廃止・縮減、②地方交付税制度の見直し、③国から地方への税源移譲の三つを一体的に行った。

しかし、実際には、国庫補助負担金の削減が約5兆円であったのに対し、税源移譲は約3兆円しかなされず、更に地方交付税も約5兆円削減されたことから、この三位一体の改革は、国の財政再建が優先された改革であるとの指摘もある。本市にとっても、平成16年度から18年度までの間の影響額は約50億円の減額となるなど、財政状況悪化の大きな要因となった。

市街化調整区域

都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域をいう。宅地造成などの開発は原則として制限される。

（参考）市街化区域

都市計画法に定める都市計画区域のうち、既に市街化している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

指定管理者制度

平成15年の地方自治法の改正により、民間事業者の能力を幅広く活用するとともに、市民サービスの向上や行政コストの削減を図ることを目的として創設された制度で、それまで、公の施設の管理については、地方公共団体や公共の団体などが行うこととされていたが、この制度の導入により、NPO法人や民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。

本市では、老人福祉センター・第二老人福祉センター、放課後児童保育室、児童センター・福祉の里児童センター、市営墓園、体育施設に導入しており、平成28年度からは市民会館にも導入を予定している。

シティプロモーション

将来にわたってまちの活力を維持するとともに、持続的に発展するため、まちの魅力づくりを推進し、それを内外に向けて発信する活動をいう。

市民意識調査

市民の市政に対する意見や要望等を把握し、今後のまちづくりの参考とするため、おおむね5年に1回実施しているもので、直近では平成25年度に第13回調査を実施している。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度

複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）をいう。日本国内の市区町村に住民登録がある全ての者に12桁の個人番号が付番され、年金、雇用保険、医療保険の手續、生活保護や福祉の給付などの社会保障、確定申告を始めとした税の手續、災害対策など、法律で定められた事務に限って利用される。また、社会保障・税・災害対策の3分野に類する事務で、条例を定めることにより、地方自治体がマイナンバーを独自に利用できるとされている。

職員定数適正化計画（職員定数削減計画）

計画的に職員定数を削減し、人件費の抑制を図るため、平成11年度から平成25年度までを計画期間とする「職員定数削減計画」に基づき、4回の見直しを行い、5次にわたって職員定数の削減に取り組んできた。

その後、複雑・多様化した市民ニーズや権限移譲による業務量の増加などに弾力的に対応するため、平成26年2月に平成26年度から平成32年度までを計画期間とする「職員定数適正化計画」を策定した。計画の名称について、今後の定員管理においては削減ありきではなく、業務量に見合った適正配置が重要であるとの考えの下、「削減計画」から「適正化計画」に改めた。当計画では、平成32年度の計画職員数を平成25年度比4人減の823人としている。

人材育成基本方針

平成16年6月に地方公務員法が改正され、また、平成17年3月には総務省通知により分権社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題とされたことを受け、平成19年3月に策定した。本市職員の「目指す職員像」を明らかにした上で、「職員を育成する仕組みと環境づくり」、「職員研修の充実」、「人材育成推進体制の整備」について定めている。

人事評価制度

平成19年の国家公務員法の改正を受け、国において「能力・実績主義の人事管理」に関する諸制度が導入され、平成21年度から新たな人事評価制度がスタートした。これは、個々の職員の成果等を客観的に評価し、その結果を人事管理に反映させるものであり、地方自治体においても導入が進んでいる。

本市においても、平成28年度から再任用職員を含む全職員（臨時・非常勤一般職職員は対象外）を対象に正式に導入する。

スクラップ・アンド・ビルド

必要性や効果の薄れた事業・サービス・公共施設を廃止・縮小・統合（スクラップ）し、それによって生み出された財源を新たな事業・サービス・施設整備等へと投入（ビルド）していくことをいう。

選択と集中

全ての事業の再点検を実施することで、真に市民サービスの向上につながる事業を選択し、集中して財源を投入していこうとする考え方であり、これまで行政需要の拡大に応じて肥大化した事業を“選択と集中”によりスリム化しようとするものである。元々はマーケティング用語であるが、厳しい財政状況から行政にも取り入れられるようになった。

ソーシャルメディア

インターネット上で展開される情報メディアの在り方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのことで、フェイスブックやツイッターなどが挙げられる。

地方交付税

本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が一定の財政水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国が国税として徴収する所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を地方公共団体に配分するものである。

地方交付税の用途は、税収と同様、それぞれの地方公共団体が自由に決定することができる。

地方創生

国では、人口減少及び少子高齢化を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、地方創生の取組を進めている。平成26年11月には、まち・ひと・しごと創生法を制定し、同年12月には、日本の人口についての現状と平成72（2060）年までの将来展望を示すとともに、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれに基づき平成27年度から平成31年度までの5年間の目標や施策の基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。また、各地域がそれぞれの特長をいかして自立した持続的な社会を創生する必要があることから、都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じた地方創生に関する施策について定める基本的な計画を策定するよう努めることとされた。

本市においても、平成28年3月に新座市人口ビジョン及びこれを踏まえた新座市地方創生総合戦略を策定した。

投資的な財政需要

投資的経費（道路の整備や施設建設など、将来にわたる資産の形成のために支出する経費）に対する財源要求をいう。本市では近年、少子高齢化に伴う扶助費の増加により義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合が高まり、投資的な財政需要に応える財政の弾力性が失われつつある。

土地開発公社経営健全化計画

土地開発公社は、本市から委託を受けて公共用地の先行取得を金融機関からの借入金により行い、取得用地は取得費用に借入金の利息分を加えて将来市が買い取らなければならず、土地開発公社保有地の増加や保有期間の長期化は、市の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなっていた。このため、本市では、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画期間とした土地開発公社経営健全化計画を策定し、土地開発公社保有地の計画的な買戻しを進めた。これにより、平成16年度末に約104億円あった公社の債務残高が平成21年度末には約26億円に減少した。

なお、市では、引き続き公社保有地の買戻しを行い、平成24年度末に債務残高がゼロとなったことを受け、平成25年度に土地開発公社を解散した。

扶助費

生活保護法、児童福祉法などの各種法令に基づいた生活保護費、児童手当などの支給や市が単独で行う各種扶助のための経費をいう。

普通建設事業費

道路、学校、公園等の公共施設の新増設、用地取得、各種工事等に係る投資的経費（公共事業費）をいう。

ユニバーサル農業

子どもや高齢者、障がい者など様々な人が農業に取り組める環境づくりを行うことにより、誰もが「農」に親しみ、多彩な効用を享受することを通じて農業・農村の理解促進を図る取組をいう。本市では、シイタケの里づくりやみかん園の運営、ワイナリーの整備等において、障がい者及び高齢者への就労や社会参加の機会を提供する方策としても位置付け、推進体制の構築を目指すものである。

